

千葉県環境基本計画

平成24年度年次報告



平成25年12月
千葉県

はじめに

千葉県では、平成 20 年 3 月に、県の環境政策のマスタープランである「千葉県環境基本計画」を策定し、平成 30 年度までの 11 年間における環境政策の基本目標と、目標を実現するための施策展開の方針を定めました。

この計画の着実な推進を図るため、計画に掲げる県の施策については、年度ごとに成果を把握して評価を行い、継続的に見直しを行っていくこととされています。

この度、県では、平成 24 年度における計画の進捗状況の点検・評価を実施し、その結果を「平成 24 年度年次報告」として取りまとめました。

1. 点検・評価の対象

基本計画の第 3 編「施策の展開方向」の中で設定した 5 つの柱（章）の全 21 のテーマ（節）、及び各施策を支える共通的・基盤的な施策（第 6 章各節）について、基本計画に記載されている節ごとの「計画の進捗を表す指標」の達成状況の点検・評価を実施しました。

2. 点検・評価の方法

各指標について、県庁内の関係部局で構成する「千葉県環境基本計画推進会議」において、点検・評価の時点で把握可能な最新のデータ（24 年度のデータとは限りません。）と、基準年度及び目標年度のデータとを比較することにより、節全体の点検・内部評価を行いました。ただし、計画では目標年度までの年度ごとの工程表は示されていないため、達成状況の評価は、傾向（トレンド）として目標に近づいているか否かを文章で記述しました。

また、実施した点検・内部評価の結果については、千葉県環境審議会へ報告して意見を伺うとともに、県庁ホームページや千葉県環境白書などで公開し、広く意見や提言を求め、改善に反映させます。

3. 24 年度の主な取組と今後の対応

点検・評価を補足するため、基本計画に記載された施策展開の基本方針に基づき、県が 24 年度に実施した主な施策の取組と、点検・評価結果を踏まえた今後の対応について、節ごとに取りまとめました。

目 次

第1章	地球温暖化防止に取り組む	
第1節	温室効果ガスの排出量削減	1
第2節	森林などによる二酸化炭素吸収の確保	5
第3節	オゾン層保護のためのフロン対策	8
第2章	豊かな自然環境の保全・再生と生物多様性の確保	
第1節	生物多様性保全に向けた総合的施策の展開	10
第2節	自然公園等による優れた自然環境の保全と活用	12
第3節	森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生	15
第4節	都市における緑と水辺のネットワークづくり	19
第5節	野生動植物の保護と管理	21
第3章	資源循環型社会を築く	
第1節	3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進	24
第2節	廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止	27
第3節	「バイオマス立県ちば」の推進	30
第4節	残土の適正管理	32
第4章	安心できる健やかな環境を守る	
第1節	良好な大気環境の確保	34
第2節	騒音・振動・悪臭の防止	37
第3節	良好な水環境の保全	41
第4節	良好な地質環境の保全	45
第5節	化学物質による環境リスクの低減	48

第5章	環境を守り育てる人づくり・ネットワークづくり	
第1節	環境学習の推進	51
第2節	環境に配慮した自主的行動と協働の推進	54
第3節	「ちば環境再生基金」の充実と活用	57
第4節	県域を越えた連携と国際環境協力の促進	61
第6章	環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進	
第2節	環境影響評価制度等の充実	64
第3節	環境情報の提供と調査研究体制の充実	65

※第6章第1節「環境と調和のとれた土地利用の推進」は、「千葉県国土利用計画」の内容を再掲したものであるため、本年次報告書での進行管理の対象からは除外しています。

第 1 章 第 1 節 温室効果ガスの排出量削減

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項 目 名	基準年度	現況	目 標
家庭における県民 1 人 1 日当たりの二酸化炭素排出量			
電気・ガスの使用等家庭内のエネルギー消費に伴う排出量	1 日当たり 3.17kg (14 年)	1 日当たり 3.28kg (22 年)	1 日当たり 2.60 kg (30 年)
上記に家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等に伴う排出量を含めた数値	1 日当たり 6.62kg (14 年)	1 日当たり 5.68kg (22 年)	1 日当たり 5.50kg (30 年)
日常生活における取組状況（アンケート調査により実施している人の割合）			
レジ袋（ポリ袋やビニール袋）をもらわない	12.6% (18 年度)	47.5% (24 年度)	80% (30 年度)
節電に努める	59.1% (18 年度)	54.7% (24 年度)	100% (30 年度)
車の運転時は、急発進・急加速をしない	77.0% (16 年度)	53.3% (24 年度)	100% (30 年度)
県の公用車購入時における低公害車の占める割合	96.6% (17 年度)	96.4% (24 年度)	100% (毎年度)
千葉県総エネルギー量に占める新エネルギーの割合	0.6% (15 年度)	—	6% (30 年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、施策を着実に推進し、目標達成を図る。

家庭における二酸化炭素排出量について、基準年（2002（平成 14）年）との比較では、エネルギー消費に伴う排出量は増加していますが、家用自動車の使用・ごみ（一般廃棄物）の排出等を含めた全体の排出量は減少しています。

日常生活における環境に配慮した取組については、レジ袋をもらわない人の割合は基準年度に比べ増加しています。一方、環境問題への関心の高さにも関わらず、「車の運転時の急発進・急加速」のように、実際の活動に結びついていない項目もあり、引き続き、県民一人ひとりの行動を促進するための仕組みづくりや普及啓発が必要です。

県の公用車購入時における低公害車の占める割合は、目標には達しなかったものの、基準年との比較では同程度でした。

2. 主な取組と今後の対応

① 地球温暖化防止対策の総合的推進

九都県市と連携した地球温暖化防止キャンペーンとして、夏に節電のキャンペーンを、冬にライフスタイルのキャンペーンを共同で行いました。

また、「ちばCO₂CO₂ダイエット出前講座」を 153 回開催し、7,209 人が参加しました。

② 家庭生活における二酸化炭素排出削減対策の推進

24年度においては、前年度のような電力需給が逼迫しない見込みでしたが、これは節電の取組の定着を前提としたものであり、環境負荷の低減の観点からも、引き続き県全体で節電の取組を継続していくことが必要であるため、県民（家庭）向け節電キャンペーンを、県内プロスポーツチーム（千葉ロッテマリーンズ）や県内企業の協力を得て実施しました。

また、千葉県建築文化賞で表彰した環境に配慮した建築物部門の受賞作品の紹介をするなどの普及啓発を行いました。

25年度も引き続き、県民による節電を通じた省エネルギーへの取組の習慣化に向けて、啓発を行っていきます。

③ 事業活動における温室効果ガス排出削減対策の推進

24年度は、「環境保全資金」の周知を行うとともに、融資を受けた者に対し、利子補給を行いました。

25年度も引き続き、制度の周知と利用拡大に努めます。

④ 交通における二酸化炭素排出削減対策の推進

24年度は、「エコメッセ 2012 in ちば」等でのエコカーの普及啓発や、県民向けのエコドライブ実技講習会や事業者を対象としたセミナー等の普及啓発事業を実施しました。また、高規格幹線道路等ネットワークの整備促進、交通管制センターの高度化等による交通流の円滑化に努めました。

25年度も引き続き、県民向けのエコドライブ実技講習会を開催するなど普及啓発を実施します。

⑤ 新エネルギーの導入促進等

24年3月に策定した「新エネルギーの導入・既存エネルギーの高度利用に係る当面の推進方策」に基づき、ワンストップ窓口を設け、民間事業者や市町村による円滑なプロジェクト展開を支援するとともに、地域振興への新エネルギーの活用という視点から調査を行い、本県の実情に合ったモデルを抽出しました。

また、「ちば中小企業元気づくり基金事業」（補助事業）による県内中小企業への技術開発支援や、一般県民向けの新エネルギー導入促進のための支援施策として、住宅用太陽光発電設備導入への助成を実施しました。

25年度も引き続き、「ワンストップ窓口」の充実・強化、新エネルギーの活用に取り組む市町村等の支援、住宅用太陽光発電設備導入への助成を継続するとともに、新たに住宅用省エネルギー設備に係る助成制度を創設し、拡充を図ります。

⑥ 県自らの率先行動の推進

県自らの事務事業により排出する温室効果ガス排出量について、22年度は、12年度比で12.6%削減しました。

また、県有施設におけるE S C O事業を推進するため、導入候補施設のうち、中小規模の8施設について詳細な省エネ診断を実施し、今後の省エネ化に向けた提案を受けました。

25年度は、県有施設におけるE S C O事業の導入候補施設のうち、比較的規模の大きい4施設について詳細な省エネ診断を実施し、今後の省エネ化に向けて検討を行います。

図1 千葉県の二酸化炭素排出量の推移及びその内訳

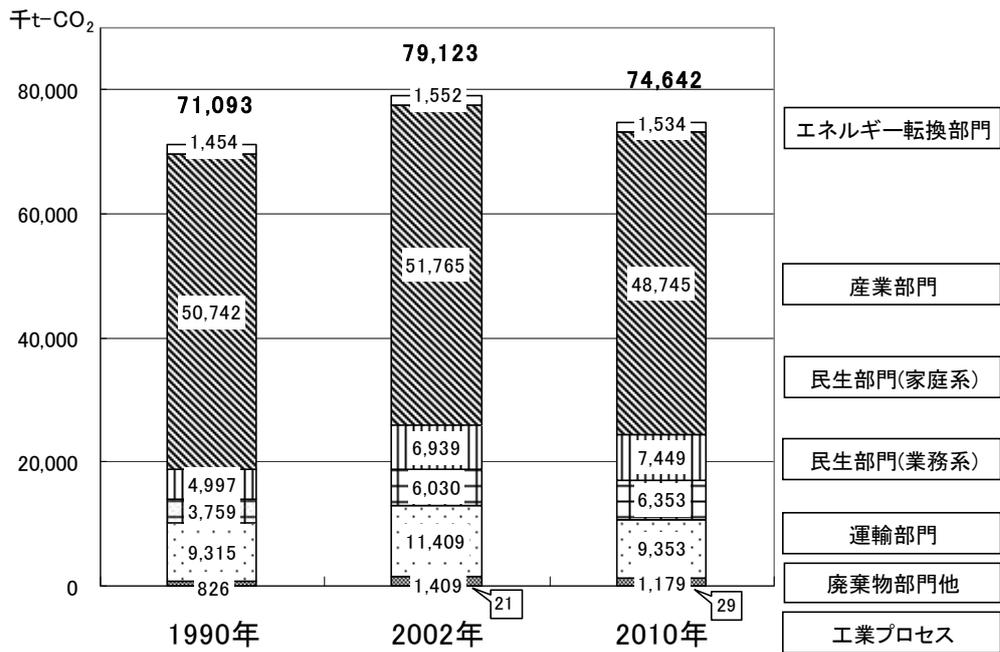
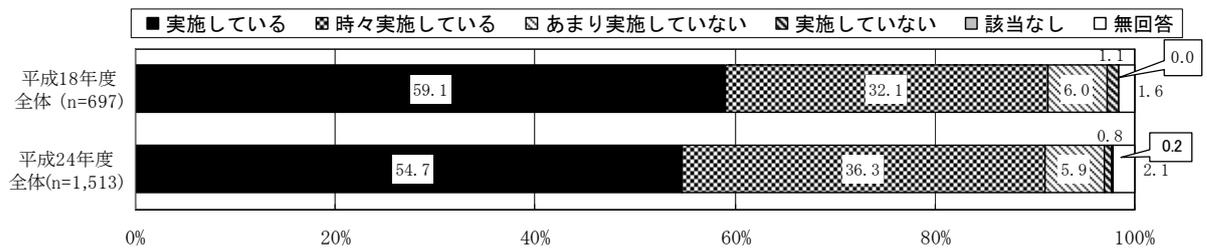
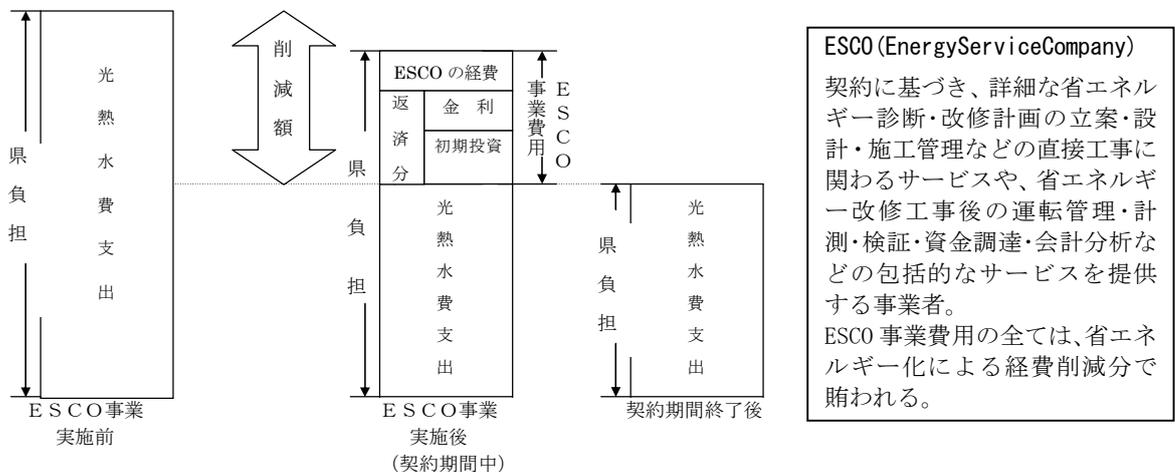


図2 日常生活における取組状況 (節電に努める)



※H18:環境基本計画策定基礎調査(標本数2,000 回収率34.9%)
 H24:県政に関する世論調査(標本数3,000 回答率50.4%)

図3 ESCO事業



第 1 章第 2 節 森林などによる二酸化炭素吸収の確保

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
地球温暖化防止に資する人工林の間伐実施面積	636ha (18年度)	717ha [※] (24年度)	1,000ha (24年度)	4,450ha [5カ年累計] (24年度) 更なる面積の増加 (30年度)
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度末) [参考] 全国(H17末) 9.1 m ² /人	6.5 m ² /人 (23年度末) [参考] 全国(H23末) 9.9 m ² /人	—	全国平均値に近づけます (30年度)

※ 育成天然林を含む。

《評価》

間伐については、目標達成に向け5カ年累計では計画どおりの面積(4,805ha)を実施。

一人当たり都市公園面積については、基準年度と比べて全国平均値との差は拡大しているが、施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

間伐については、計画どおり実施面積は増加しており、今後も引き続き計画的に進めていきます。

本県の1人当たり都市公園面積は、基準年度から増加しているものの、全国平均値との差は拡大しています。今後も県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

2. 主な取組と今後の対応

① 健全な森林整備・保全対策の推進

国家森林資源データベースへ県内森林現況情報等を提供し、国の森林吸収源対策に協力しました。今後も、森林所有者や県民への情報発信を行うとともに、国家森林資源データベースへの情報提供及び現地調査への協力を行います。

間伐を中心とした森林整備事業として、公共・県単造林事業(植栽、下刈等)216ha、森林吸収源対策間伐促進事業(間伐)68ha、森林整備加速化・林業再生基金事業(間伐)115haを実施しました。

25年度も引き続き、森林整備など各種事業を実施します。

② 木材資源の有効利用対策

新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（7棟）や公共建築物の木造化及び公共土木工事における木材利用の促進等を通じて、県産木材の利用拡大を図りました。

また、未利用木質資源の製品及びエネルギーとしての有効利用を推進するため、市町村や研究機関、地元事業者等を支援しました。県の専門機関では、農林総合研究センターにおいて、木質系バイオマスの利活用技術の確立等各種の試験・研究に取り組みました。

25年度も引き続き、県産木材の利用拡大のため、新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成や公共建築物の木造化の促進等を行うとともに、未利用林地残材等の燃料利用等を推進します。

③ 都市の緑化対策

公害又は災害の防止その他良好な生活環境を維持することを目的として、一定規模以上の工場や物流施設等の事業者と緑化協定を締結し、事業敷地における緑地を確保しています。24年度は協定締結数15件（累計971件）で、緑地面積7.0ha（累計1,354.89ha）を確保しました。

また、25年2月に中央博物館において、学校ビオトープフォーラムを開催しました。

25年度も引き続き、緑化協定による緑地の確保など各種対策や、県内小中高等学校におけるビオトープの整備、活用及び維持管理への支援を行います。

表 1. 千葉県森林吸収量確保推進計画及び実績

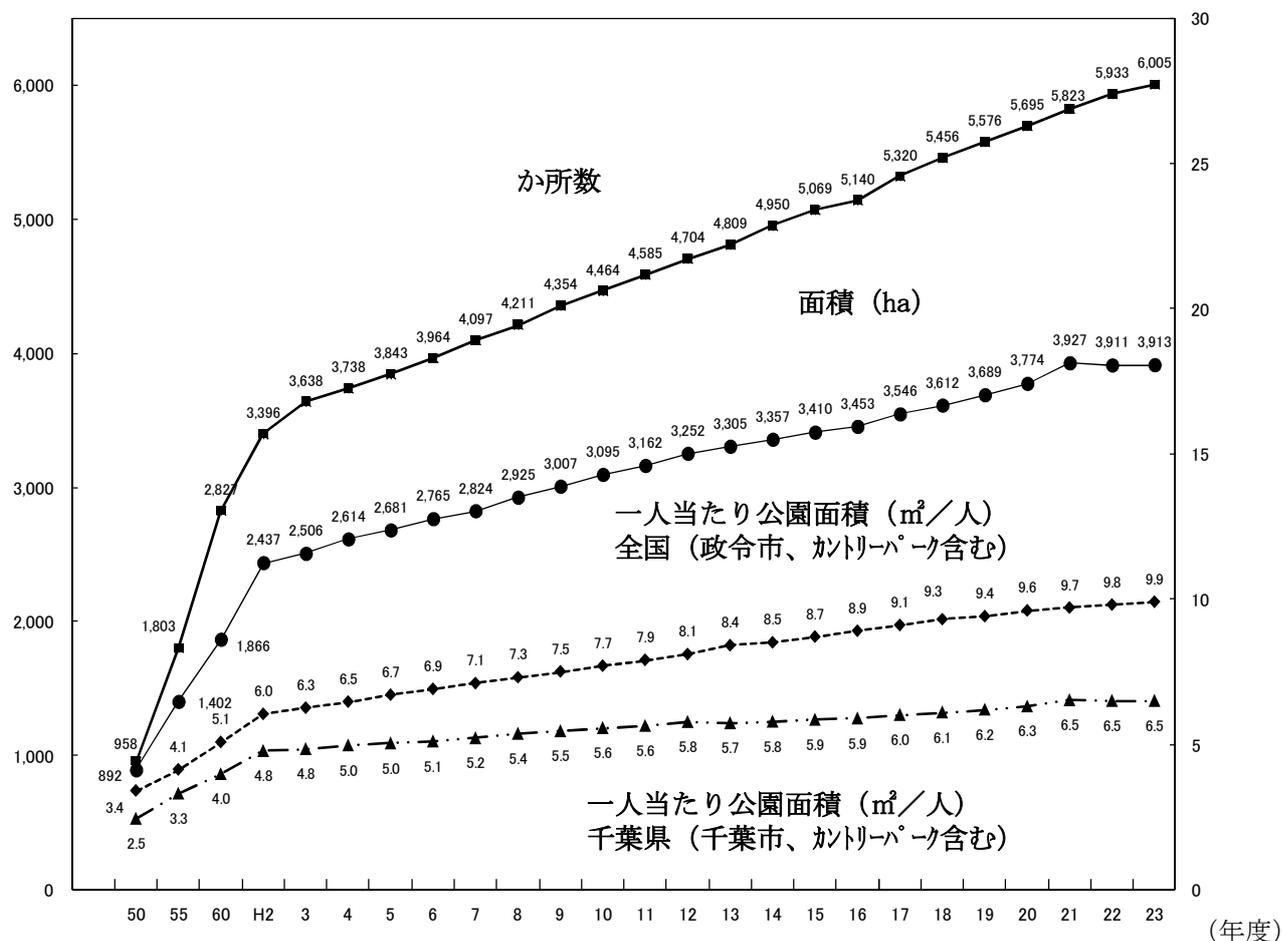
区 分		H19	H20	H21	H22	H23	H24	計
森林整備(間伐)	計 画 (ha)	700	800	800	900	950	1,000	5,150
	実 績 (ha)	698	856	1,111	1,144	977	717	5,503

出典：「千葉県森林吸収量確保推進計画」

図 4. 一人当たり都市公園面積推移

(単位：ha、か所)

(単位：m²/人)



参考：都市計画区域内人口 (万人)

年度	S50	S55	S60	H 2	H 3	H 4	H 5	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	H11	H12
人口	365	424	469	510	516	526	532	541	541	545	551	556	560	562
年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23			
人口	576	579	582	585	589	591	595	598	602	598	601			

第1章第3節 オゾン層保護のためのフロン対策

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
フロン類の不適正処理事案の発生数	輸送中のフロンガスの漏出やフロン類を含む電気機器の不法投棄事例が見受けられます。 (18・19年度)	輸送中のフロンガスの漏出なし (24年度) 廃家電の不法投棄 1,323台 (24年度)	無くします (毎年度)

《評価》

輸送中のフロンガスの漏出事例はなく、廃家電の不法投棄は、基準年度と比較して減少している。今後の施策の推進により目標達成を目指す。

家電リサイクル法に基づく廃家電（家庭用冷蔵庫及びエアコン）の不法投棄台数は、減少傾向で推移しています。また、フロン回収破壊法・自動車リサイクル法・家電リサイクル法に基づくフロン回収量は、前年度に比して若干増加しましたが、これは業務用冷凍空調機器のフロン回収が増加したためです。今後も引き続き、目標の達成に向け、施策に取り組めます。

2. 主な取組と今後の対応

① フロン類の適正回収の推進

輸送中の漏出を防ぎ、フロン回収量を増やすためには、事業者の法令に関する認識を高め、理解を促すことが必要となります。そのため、ホームページで法令の概要や廃棄等実施者、フロン回収業者の役割などの情報を提供するとともに、第一種特定製品である業務用機器の回収を業としている登録業者に、フロン回収破壊法に基づく登録更新を通知し、第一種フロン類回収業者の登録を促進しました。なお、25年3月31日現在の事業者数は、前年から63件減少し、1,677件となっています。

また、カーエアコンからのフロン回収についても自動車リサイクル法に基づく解体業、破砕業の立入検査に併せて確認を行いました。

25年度も引き続き、フロン類回収業者に対する立入検査を実施し、遵法意識の向上に努めていきます。

② オゾン層保護、フロン対策に関する啓発の実施

オゾン層保護対策推進月間(9月)に合わせて、市町村にオゾン層保護対策推進のためのポスター・チラシなどを配布しました。引き続き、県民・事業者に対し、廃家電の適正処理やフロン回収・オゾン層保護の重要性について啓発を実施していきます。

③ 大気中のフロン濃度の常時監視

県内7地点で、特定フロンのうちフロン-11などの濃度を毎月測定しました。特定フロン濃度の年平均値は24年度は前年度に比べ、フロン-11は低下、フロン-113は上昇したものの、いずれも長期的には低下傾向にあります。引き続き、大気中のフロン濃度の測定を行っていきます。

図5. 廃家電（家庭用冷蔵庫及びエアコン）の不法投棄

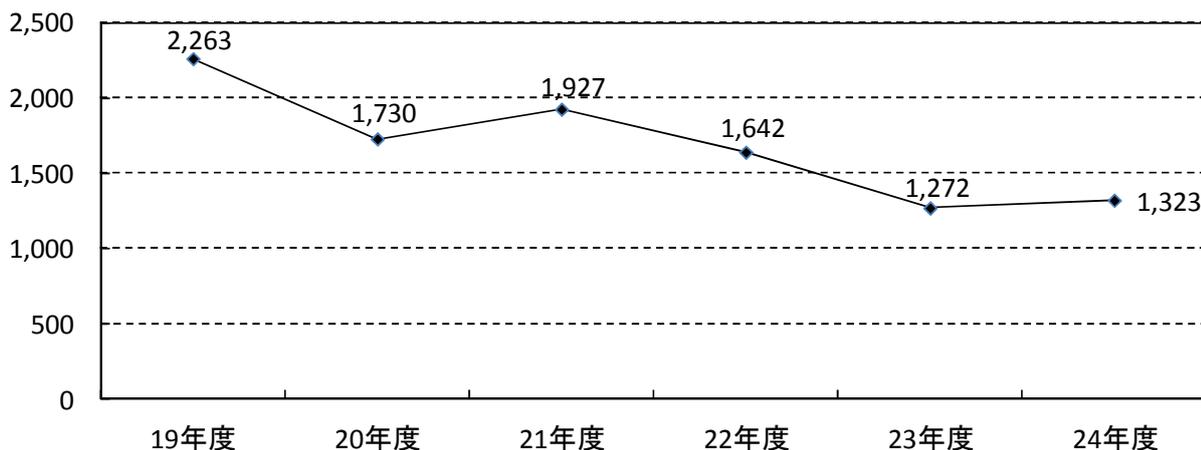


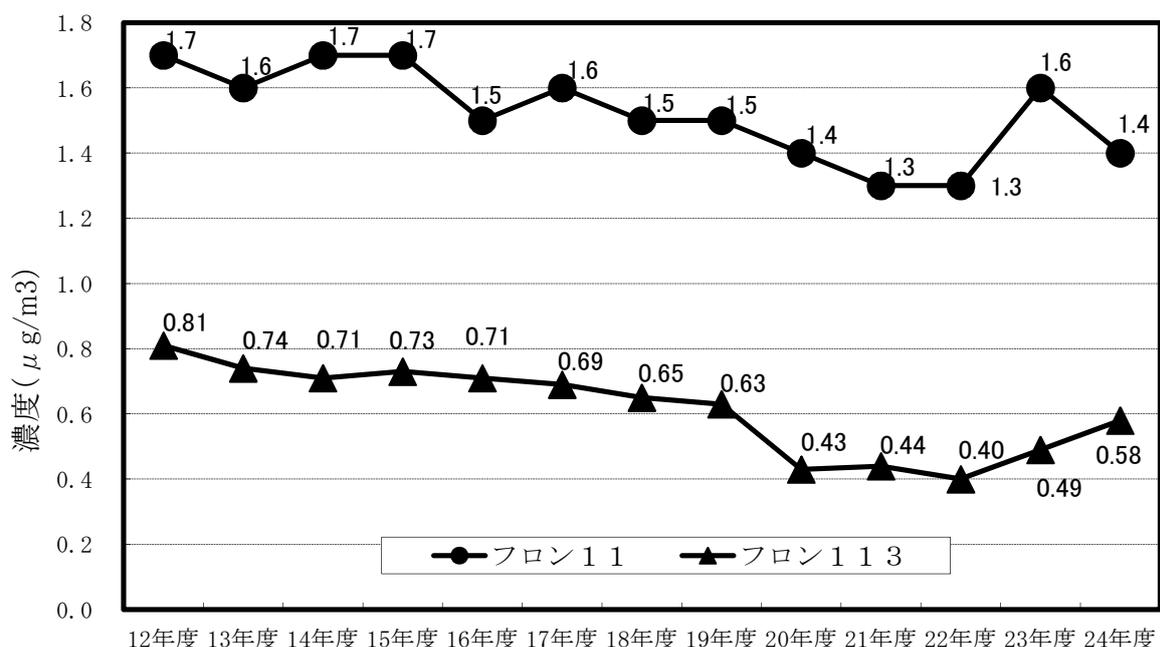
表2. フロン回収量の推移

(単位：トン)

回収した機器の種類 (適用法)	21年度	22年度	23年度	24年度	24年度の内訳		
					CFC	HCFC	HFC
業務用冷凍空調機器 (フロン回収破壊法)	137.8	140.6	158.0	174.1	9.3	117.9	46.9
自動車用エアコン (自動車リサイクル法)	41.2	47.9	37.3	35.4	1.1	-	34.3
家庭用冷蔵庫、エアコン (家電リサイクル法)	72.1	121.8	102.6	95.6	-	-	-
合計	251.1	310.3	297.9	305.1	-	-	-

(注)家庭用冷蔵庫、エアコンの回収量は推計値

図6. 大気中の特定フロンの濃度調査結果



第2章第1節 生物多様性保全に向けた総合的施策の展開

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
市町村の生物多様性行動計画※の策定	未策定 (19年度)	2市 (24年度)	全市町村で策定 (30年度)
生物多様性モデル事業の実施数	未実施 (19年度)	市町村累計5件 NPO累計46件 (22年度)	市町村累計10件 NPO累計50件 (24年度)

※「生物多様性行動計画」は生物多様性基本法で「生物多様性地域戦略」に位置付けられます。

《評価》

市町村の生物多様性行動計画については、2市が策定済みで2市が策定中である。今後も目標達成に向け、市町村への普及・支援に取り組む。市民活動団体（NPO）が行う生物多様性保全活動を助成する生物多様性モデル事業については、目的をおおむね達成したことから、22年度で終了となったが、引き続き市民活動団体等の取組へ支援を行う。

生物多様性に関する市町村職員研修会を開催し、市町村へ支援を行いました。また、市民活動団体から保全活動に関する相談を受け、助言を行いました。

引き続き、環境省作成の「生物多様性地域戦略策定の手引き」の普及を図り、市町村の計画策定を支援します。

2. 主な取組と今後の対応

① 多様な主体の連携と協働による生物多様性保全に向けた基盤づくり

生物多様性センターを中心に、基礎情報の充実・提供、専門的・科学的な指導・助言、市町村や市民活動団体等の取組支援、絶滅危惧種対策、大学や企業との連携等の事業を行いました。

県民への普及啓発のため、生物多様性センターではニュースレターを年5回発行するとともに、啓発資料としてハンドブックや缶バッジを作成し、巡回展示18回、出前講座23回を開催しました。

また、環境研究センターでは、生物多様性に関連する市民活動展を3団体と共催で開催しました。

市町村や市民活動団体等が行う県民の環境活動支援事業（9事業）及び提案型環境再生事業（7事業）に「ちば環境再生基金」から助成が行われました。

生物多様性行動計画の策定を検討している市町村に対し、情報提供や助言等の支援を行いました。

25年度も引き続き、各種事業により、生物多様性に関する普及啓発や多様な主体との連携・協働を進めるとともに市町村の生物多様性行動計画の策定を推進します。

② 生物多様性に関する具体的取組の推進

ア 生物多様性の保全と再生

希少な動植物の保護対策として、絶滅危惧種であるヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復事業に取り組むとともに、ミヤコタナゴ保護増殖事業を実施しました。また、レッドデータブック群集・群落編の策定作業を行いました。

25年度も引き続き、絶滅危惧種の回復事業や保護増殖事業等に取り組むとともに、特定外来生物の防除を実施します。また、レッドデータブック群集・群落編を発刊します。

イ 生物多様性の持続可能な利用

生物資源の利用を図るため、森林系バイオマス利活用研修会を開催しました。遺伝子資源の適切な利用として、農作物等の新品種開発及び品種改良に有用な品種の種子を収集し保存しています。25年度も引き続き、収集保存し、研究に利用します。

ウ 生物多様性の研究と教育

生物多様性への理解の促進のため、「ちば環境学習ネットワーク会議」を2回、県民環境講座を4回、環境学習指導者に関する講座(4コース)を開催しました。

また、田んぼの生き物調査及び田んぼの学校を開催し、60人の参加がありました。

里山・里沼・里海を体験・認識するため、山・川・海のフィールドミュージアム事業等を実施しました。25年度も引き続き、ちば環境学習ネットワーク会議や各種講座等を開催します。

生物多様性に関する地理情報システムの活用として、県庁ホームページ(ちば情報マップ及び生物多様性センター)において、主な特定外来生物12種(アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど)の分布図を公開しています。25年度も引き続き、データ整備等を実施します。

生物多様性に関する連携協定を締結した大学に絶滅危惧種の遺伝的多様性の解析等について研究委託しました。25年度も、衛星データとGIS情報の連携活用等について研究委託します。

③ 地球温暖化にかかわる生物多様性保全対策

20年7月に発足した県民による生物モニタリング事業である生命(いのち)のにぎわい調査団については、25年3月末現在の調査団員の登録者は831名、24年度の報告は約6,900件となりました。25年度も引き続き、当該調査団員を募集して、生物の生息分布や季節報告をモニタリングするとともに、他のモニタリング及び情報収集の手法を検討します。

第2章第2節 自然公園等による優れた自然環境の保全と活用

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自然公園の指定	10 地域 28,537ha (18 年度)	10 地域 28,537ha (24 年度)	10 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然環境保全地域の指定	28 地域 1,956ha (18 年度)	28 地域 1,956ha (24 年度)	28 地域の維持、拡大 (30 年度)
自然公園ビジターセンター等利用者数	11 万 1 千人 (18 年度)	8 万 7 千人 (24 年度)	12 万人 (22 年度以降毎年度)

《評価》

自然公園及び自然環境保全地域については、区域の維持・拡大に向けた現況調査を計画的に実施しており、順調に進捗している。

自然公園ビジターセンター等の利用者は、社会経済的要因による変動、特に東日本大震災の影響により減少したが、次第にその影響が薄れ持ち直してきており、今後の施策の推進により目標の達成を目指す。

自然公園については、公園ごとの現況調査を進めており、現況調査を終えた公園については、区域等の見直しを進めていきます。また、区域内では、法令に基づいて新たな開発行為の規制を行っており、引き続き自然環境の保全を図っていきます。

自然環境保全地域については、動植物等の変遷調査を行うとともに、関係市町村と連携し、地域の拡大に取り組みます。

自然公園ビジターセンター等の利用施設については、引き続き利用者が安全かつ快適に利用できるよう、再整備を進めます。

2. 主な取組と今後の対応

① 生物多様性保全の核（コア）となる優れた自然環境の保全

ア 自然公園による広域的な優れた自然環境の保全

生物多様性の観点を加えて自然環境の現況等を調査した自然公園現況調査を踏まえ、生物多様性の観点を取り入れた自然公園の現況調査結果等を踏まえ、自然公園区域の拡張等見直しに向けた検討を行いました。25 年度においても、これまでの検討結果を基に公園計画の見直しに向けた検討を引き続き行います。

また、自然公園区域では、原生的自然環境を保護するため、法令に基づく行為規制を実施しています。

イ 自然環境保全地域等による拠点となる重要地区の保全

既指定地域の現況を確認するため、24年度は梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域のうち、2分の1の区域について変遷調査を実施しました。25年度は梅ヶ瀬溪谷自然環境保全地域の変遷調査（地域の残り2分の1）を実施するとともに、他地域の指定区域拡張に向けた現地調査を実施します。

また、原生的自然環境の間の連続性を確保するため、道路法面の緑化や、本来河川が有している自然環境の保全を推進しました。25年度も引き続き、道路や河川等の緑化を推進します。

② 自然公園等を活用した自然とのふれあいの推進

24年度は各自然公園、首都圏自然歩道の利用者数に関する情報収集を行いました。25年度も引き続き、利用者数等の情報収集を行うとともに、利用者の安全を確保するため、各施設の修繕を実施していきます。

九十九里浜地域への車両等の乗入れ規制の周知を図るため、車止め及び規制看板等の設置や、リーフレットの作成、テレビ・ラジオ等を通じた普及啓発を実施しました。引き続き、関係市町村等と連携の下、普及啓発に努めます。

地域における自然観察活動を支援するため、自然観察指導員講習会を県立手賀の丘少年自然の家において開催しました。

表3. 自然公園・自然環境保全地域等の指定数・面積

(1) 自然公園 (10 地域 28,537 ha : 県土面積 (515,658 ha) の 5.53%)

公園名		指定年月日	面積 (ha)
国定公園	水郷筑波国定公園	昭和34年3月3日	3,155 (全体34,956)
	南房総国定公園	昭和33年8月1日	5,690
	計 (2 地域)		8,845
県立自然公園	県立養老溪谷奥清澄自然公園	昭和10年8月9日	2,790
	県立九十九里自然公園	昭和10年8月9日	3,253
	県立印旛手賀自然公園	昭和27年10月24日	6,606
	県立高宕山自然公園	昭和10年8月9日	2,342
	県立嶺岡山系自然公園	昭和10年8月9日	1,574
	県立富山自然公園	昭和26年3月3日	676
	県立大利根自然公園	昭和10年7月5日	503
	県立笠森鶴舞自然公園	昭和41年3月8日	1,948
計 (8 地域)		19,692	
合 計 (10 地域)			28,537

(2) 環境保全地域 (県指定) (28 地域 1,956.36 ha : 県土面積の 0.38%)

地域名	地域数	面積
自然環境保全地域	9地域	1,773.75ha
郷土環境保全地域	18地域	105.31ha
緑地環境保全地域	1地域	77.30ha
合計	28地域	1,956.36ha

第2章第3節 森林・農地・湖沼・沿岸域の環境の保全と再生

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
森林面積	162,500ha (16年度)	159,433ha (23年度)	森林面積の減少を抑えることにより159,700ha以上を確保します (29年度)
農用地面積	135,100ha (16年度)	128,155ha (23年度)	農地面積の減少を抑えることにより130,100ha以上を確保します (29年度)
海域における環境基準達成率(COD)	63.6% (18年度) [参考] 全国(H18) 74.5%	45.5% (24年度) [参考] 全国(H23) 78.4%	全国平均並みの達成率を確保します (30年度)

《評価》

森林面積及び農用地面積については、引き続き、減少傾向が続いており、施策の推進により減少抑制に努める。また海域における環境基準達成率は、年度による変動が大きいですが、施策の推進により目標達成に向け取り組む。

森林面積は、年々減少しており、過去3年間では1,824ha減少しています。計画的な森林整備や間伐等を実施しているものの、開発行為等による森林面積の減少が依然として続いている状況にあります。今後は森林の保全と適正な管理に努め、森林機能の維持・増進を図っていきます。

農用地面積については、年々減少しており、目標の下限値を下回っています。今後は、農振法に基づく農地の適正な管理や、厳格な農地転用許可制度の運用などにより、農地面積の減少を抑え、農業生産の基礎的資源である農地を面的かつ量的に確保していきます。

海域における環境基準達成率については、気象条件による水質変動が大きいものの、24年度は基準年度と比較してやや低下しています。今後、23年度に策定した第7次東京湾総量削減計画に基づく各種浄化対策の推進により、水質の改善を図っていきます。

2. 主な取組と今後の対応

① 健全な森林整備・保全対策の推進

ア 適切な森林管理・整備の推進

前述した森林整備・保全対策(1章2節参照)のほか、県民等の参加による里山の保全・整備・活用として、「里山情報バンク」による情報提供、里山活動協定の締結(1件)を実施しました。また、第9回里山シンポジウムには310名

が参加しました。

また、砂利採取跡地等 5 事業地において計画的な森林回復推進と緑化技術について指導するとともに、砂利採取業者等に対し緑化技術講習会を開催しました。

事業者と連携した森林回復実証実験で設置した試験地について、引き続きのモニタリングを実施し、緑化結果の確認を行いました。

25 年度も引き続き、これらの施策を実施します。

イ 森林の持つ多様な機能の活用

森林を環境学習や林業体験の場として活用する「教育の森」の利用促進を図るため、5 か所の教育の森を整備しました。

さらに、森林整備によるCO₂吸収量の認証制度により、2 団体、2 件を認証しました。

25 年度も引き続き、「教育の森」の利用促進や森林整備によるCO₂吸収量の認証制度などの施策を実施します。

ウ 環境の保全に向けた林業の活性化

県産木材の利用拡大として、新築木造住宅取得者に対する木材購入経費助成（7 棟）を実施したほか、23 年 3 月に定めた「千葉県内の公共建築物等における木材利用推進方針」に基づき、公共建築物の木造化及び公共土木工事における木材利用を促進しており、24 年度には、公共土木工事（杭、柵等）を中心として約 400 m³の県産木材を使用しました。

25 年度も引き続き、これらの施策を実施します。

② 農村環境の保全と活用

ア 農地の保全と担い手の確保

耕作放棄地対策として、農地・水保全管理支払交付金を活用して県内 285 地区で発生抑制に努めるとともに、耕作放棄地再生推進事業などにより 466ha の耕作放棄地が解消されました。また、新規就農者は 416 名でした。

25 年度も引き続き、担い手を確保するため、就農希望者に対して、関係機関から情報提供や技術習得支援を行うなど、多様な就農希望者に対し、細やかに対応します。

イ 環境保全型農業の推進

「ちばエコ農産物※」の認証推進（4,310ha）、「ちばエコ農産物」栽培カード作成（新規 5 品目）、エコファーマー認定促進等を実施しました。

25 年度も引き続き、「ちばエコ農業」生産者協議会を中心とする生産者が相互に連携して、「ちばエコ農産物」の生産促進等に取り組む活動や、認知度向上を図る活動への支援を強化します。

※ 通常と比べて化学合成農薬と化学肥料を 2 分の 1 以上低減して栽培し、県が認証した農産物

ウ 地域資源を活用した農村の活性化

グリーン・ブルーツーリズムの普及拡大を図るため、グリーン・ブルーツーリズム促進施設整備事業（1 地区）を実施したほか、グリーン・ブルーツーリズム担い手養成塾（4 日間）やちばの直売所フェアを開催しました。

25 年度も引き続き、交流体験施設等の PR や人材育成など、受入体制の整備を進めます。

③ 湖沼・沿岸域の保全と活用

ア 湖沼の水環境の保全

印旛沼、手賀沼については、第 6 期湖沼水質保全計画の着実な推進を図るとともに、各種計画に基づき、水環境の保全に取り組みました（4 章 3 節参照）。

イ 沿岸域の保全と活用

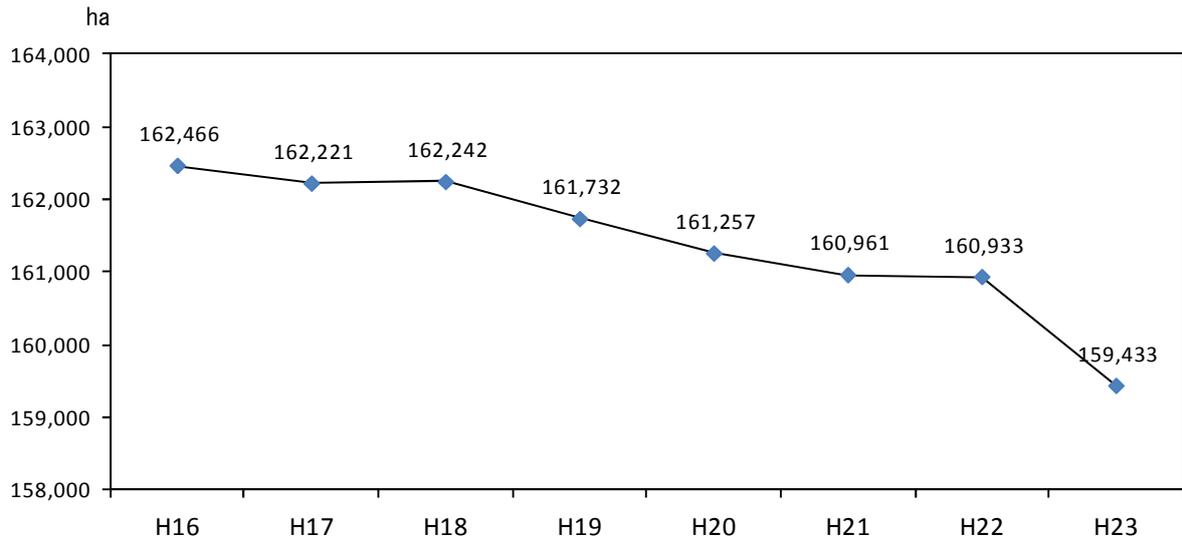
東京湾については、第 7 次東京湾総量削減計画に基づく対策を推進し、汚濁負荷量を削減するため、パンフレットの作成による啓発活動など、各種取組を実施しました。（4 章 3 節参照）

三番瀬については、「千葉県三番瀬再生計画」に基づき、各種再生事業を推進しています。24 年度は、三番瀬鳥類個体数経年調査や市川市塩浜 2 丁目護岸前面における干潟的環境（干出域等）形成試験結果の検証等を実施しました。また、ラムサール条約や国指定鳥獣保護区特別保護地区に関する意見交換会を 4 回開催しました。

25 年度は、引き続き鳥類個体数経年調査を実施します。また、三番瀬のラムサール条約への登録について、地元関係者や関係機関との協議・調整を進めます。

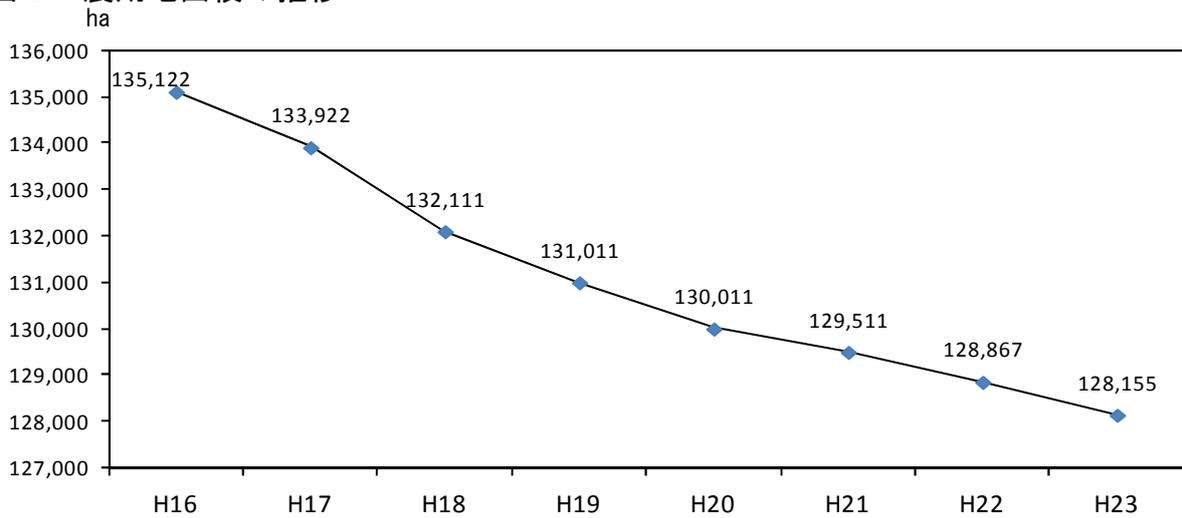
このほかに沿岸域については、人工魚礁の設置などの漁場整備、九十九里浜での養浜事業を行っており、今後も引き続き、取り組んでいきます。

図7 森林面積の推移



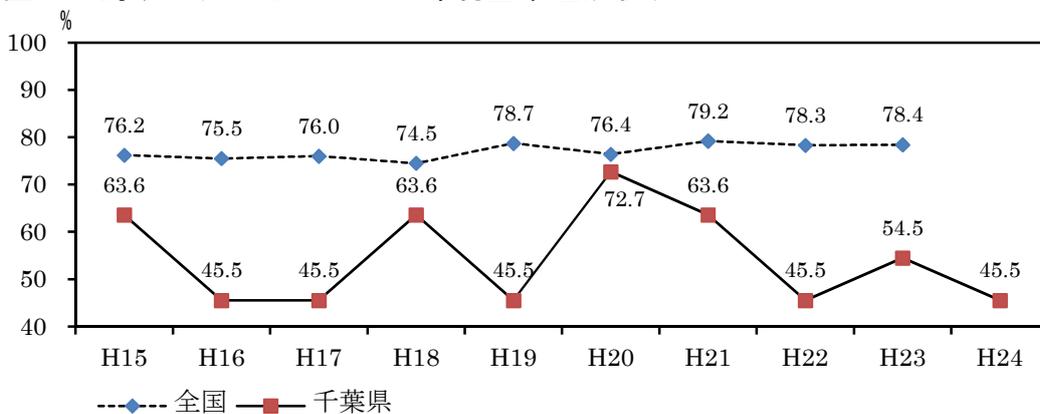
出典：「土地利用現況把握調査」

図8 農用地面積の推移



出典：「土地利用現況把握調査」

図9 海域におけるCODの環境基準達成状況



第2章第4節 都市における緑と水辺のネットワークづくり

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
1人当たり都市公園面積 (都市計画区域人口)	6.02 m ² /人 (17年度末) 〔参考〕 全国 (H17末) 9.1 m ² /人	6.5 m ² /人 (23年度末) 〔参考〕 全国 (H23末) 9.9 m ² /人	全国平均値に近づけます (30年度)

《評価》

基準年度と比べて全国平均値との差は拡大している。施策の推進に努めることにより目標の達成を目指す。

千葉県の1人当たりの都市公園面積は、基準年度から増加しており、整備された都市公園の面積も増加していますが、千葉県と全国平均値との差は、基準年度と比べて拡大しています。今後とも、県及び市町村による都市公園の整備を促進することにより、全国平均値に近づけるよう努めます。

2. 主な取組と今後の対応

① 都市の緑化対策

ア 緑の空間の創造

前述した緑化協定締結のほか(1章2節参照)、屋上緑化・壁面緑化の普及・促進を図るため、関係市及び庁内関係課による推進会議や都市緑化政策に関する勉強会を開催しました。また、学校ビオトープフォーラムを開催しました。

25年度も引き続き、ビオトープの活用、都市緑化の普及・促進を図ります。

イ 緑化意識の高揚

緑化意識の高揚を図るため、緑のカーテン普及キャンペーンを2回実施しました。

25年度も引き続き、緑のカーテン普及活動を実施します。

ウ 都市地域の農地の活用

農業に関して生産者と消費者の相互理解を深める場となる農業体験施設や直売所、市民農園等の利用促進を図るため、ホームページやガイドブックを活用し、情報発信を実施しました。

25年度も引き続き、情報発信を行います。

② 水辺空間の形成

ア うるおいのある水辺空間の整備

大津川、根木名川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施しました。

また、流域下水道の終末処理場で処理した下水高度処理水を海老川水系の長津川、飯山満川支川に放流することにより、河川の流量を確保し、水環境の改善を図りました。

25年度も大津川、根木名川などで多自然川づくりの考え方を踏まえた河川整備を実施します。

イ 河川等の水辺空間の美化意識の啓発

県民や市民団体等が河川の美化意識や関心を高めるために、千葉県河川海岸アダプトプログラム*を実施し、河川美化・愛護思想の向上を図りました。

25年度も引き続き、アダプトプログラムの周知、啓発活動に努めることにより、河川等の水辺空間の美化意識向上を図ります。

※ アダプトとは英語で「養子にする」の意味で、道路・公園等の一定区域の公共の場所を養子に見立て、市民活動団体等が里親となって環境美化を行い、行政がこれを支援する制度。

③ 緑と水辺のネットワークづくり

緑と水辺のネットワークづくりの一環として、学校ビオトープフォーラムを開催しました。また、市町村が策定する「緑の基本計画」について、24年度は1団体の新規制定を支援しました。引き続き 25年度も緑と水辺のネットワークづくりを推進するため、市町村への指導・助言等を行います。

第2章第5節 野生動植物の保護と管理

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
希少動植物の保護回復計画の策定	未策定 (19年度)	ヒメコマツ、シャープ ゲンゴロウモドキ (24年度)	全市町村で作成 (30年度) ※1
特定外来生物の防除対策の実施 ※2	カミツキガメ 約1,000頭 (17年度)	—	県域から排除します (30年度)
	アカゲザル 約600頭 (19年度) ※3	約500～600頭 (24年度)	
	アライグマ 約1,000～7,000頭 (19年度)	約10,000頭 (23年度)	
	キョン 約1,400～5,400頭 (19年度)	約21,000頭 (24年度)	

※1 回復計画は、ヒメコマツは関係1市、シャープゲンゴロウモドキは関係3市町の協力を得て策定された。今後の計画策定については、『緊急に計画策定が必要な希少動植物について、関係する市町村と連携して策定する。』こととしている

※2 基準年度及び現況の頭数は推定生息数。なお、キョンの生息数推定方法については、現在見直しを行っている。

※3 アカゲザルの24年度末の推定頭数は約500～600頭であり、増加率1.14（和歌山県のタイワンザルを準用）及び毎年の捕獲数から基準年度（19年度）の推定生息数を逆算すると、約1,100頭程度は生息していたものと思われる。

《評価》

希少動植物の保護回復計画に基づき、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復事業を行った。特定外来生物の防除対策については、防除実施計画に基づきカミツキガメ、アカゲザル、アライグマ及びキョンの防除を実施した。今後の施策の推進により目標達成を目指す。

希少動植物の保護回復計画に基づき、ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキの2種の回復事業を行いました。

特定外来生物の防除は、原則として国が行いますが、県や市町村等においても国の確認を受けて実施できることとされています。県では、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン等について防除実施計画を策定しています。24年度は防除実施計画に基づき、カミツキガメ389頭、アカゲザル367頭、アライグマ1,961頭、キョン1,533頭を捕獲しました。

2. 主な取組と今後の対応

① 希少な動植物の保護対策の推進

レッドデータブック群集・群落編について、策定作業を行いました。また、ヒメコマツ保全協議会、シャープゲンゴロウモドキ保全協議会をそれぞれ 1 回開催し、絶滅危惧種（ヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキ）の回復事業を行いました。

25 年度は、レッドデータブック群集・群落編を発刊します。また、引き続きヒメコマツ、シャープゲンゴロウモドキについて回復計画に基づく回復事業を実施します。

② 外来種対策等の推進

24 年度は、特定外来生物対策として、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン等について、防除実施計画に基づく防除を実施しました。

25 年度も引き続き、カミツキガメ、アカゲザル、アライグマ、キョン等について、防除実施計画に基づき防除を実施するとともに、外来生物リストを作成します。

③ 野生鳥獣の保護管理

野生鳥獣による農作物等への被害対策については、ニホンジカ・ニホンザルなどの生息状況等の調査を行い、効果的な個体数管理に活用するとともに、市町村が行うニホンジカ・ニホンザル・イノシシの有害捕獲事業に対して助成しました。また、狩猟免許試験を 4 回実施（うち 1 回は、わな猟免許に限定して試験を実施。）し、255 人が狩猟免許を取得しました。

野生鳥獣の保護については、鳥獣保護区の新設（1 か所）及び更新等（7 か所）を行うとともに、生息数が減少しているヤマドリを 150 羽、人工飼育し放鳥しました。また、ボランティアや獣医師会の協力により、522 件の傷病鳥獣の救護を行いました。

25 年度も引き続き、野生鳥獣による農作物等への被害対策を実施するとともに、県民の理解や協力を得ながら、野生鳥獣の保護対策を実施します。

図 1 0 特定外来生物の捕獲数の推移

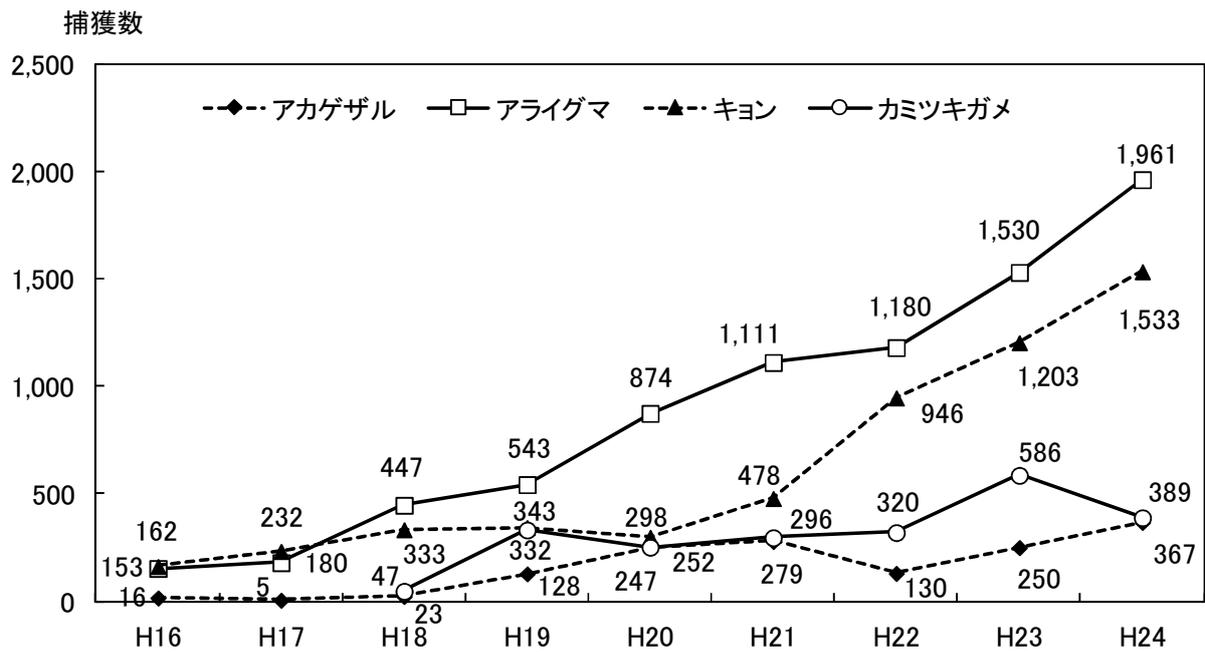
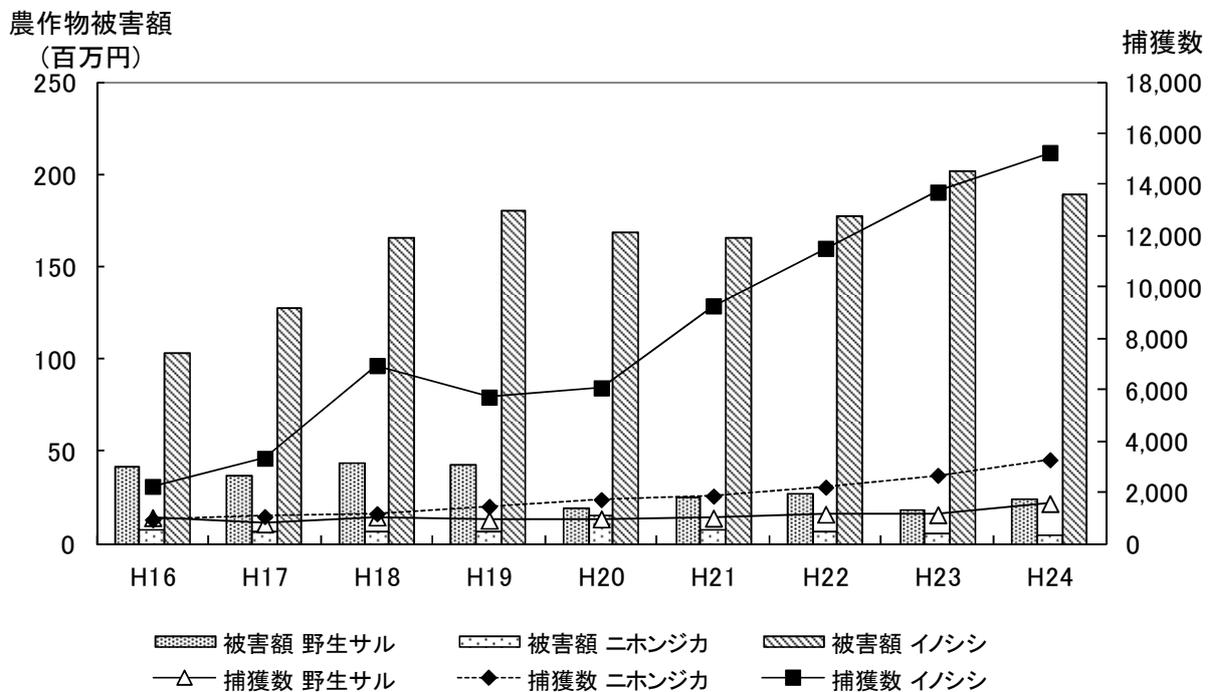


図 1 1 野生サル※、ニホンジカ、イノシシによる農作物被害額と捕獲数の推移



※ 野生サルには、ニホンザルとアカゲザルを含む。

第3章第1節 3R（リデュース・リユース・リサイクル）の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標	
1人当たりの一般廃棄物（ごみ）の排出量	1,126g (17年度)	976g (23年度)	960g (27年度)	950g (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の最終処分量	19万t (17年度)	15.5万t (23年度)	13万t (27年度)	10万t (30年度)
一般廃棄物（ごみ）の再資源化率	24.3% (17年度)	24.0% (23年度)	30% (27年度)	40% (30年度)
産業廃棄物の排出量	2,493万t (17年度)	2,204万t (23年度)	2,400万t (27年度)	2,300万t (30年度)
産業廃棄物の最終処分量	67万t (17年度)	41.9万t (23年度)	61万t (27年度)	57万t (30年度)
産業廃棄物の再資源化率	60.0% (17年度)	60.6% (23年度)	61% (27年度)	62% (30年度)

《評価》

一般廃棄物については、再資源化率が基準年度を下回っているが、全体的にみて順調に推移しており、産業廃棄物の排出量や最終処分量は既に目標を達成している。引き続き施策を着実に実施し、目標の達成を目指す。

23年度実績では、一般廃棄物については、一人当たりのごみの排出量は、ほぼ横ばい、最終処分量は22年度実績より若干増加、ごみの再資源化率は22年度実績より若干低下したものの、ほぼ横ばいで推移しました。ごみを減らし、ものを大切に作るライフスタイルへの転換を目指した普及活動や、市町村による再資源化等の取組により、これまで順調に推移してきましたが、今後、ごみの排出量の更なる削減、分別の徹底による再資源化率の向上を目指し、目標達成に向け、引き続き全県的な普及啓発等を展開していきます。

また、産業廃棄物については、排出量及び最終処分量に係る27年度目標を達成しましたが、再資源化率については22年度実績より若干向上したもののほぼ横ばいで推移しました。特に産業廃棄物は経済情勢の影響を強く受けるため、引き続き目標の達成を目指し、更なる廃棄物の発生抑制や再資源化の促進などに努めていきます。

2. 主な取組と今後の対応

23年3月に策定した第8次となる「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、施策を展開しました。この計画は、27年度を目標年度とし、前計画に引き続き、3Rの推進と適正処理の推進等に向け様々な施策を展開することとしています。

① 資源循環を推進するためのライフスタイルづくり

レジ袋の削減に向けた普及啓発として「ちばレジ袋削減エコスタイル」運動を展

開し、「ちばレジエコサポーター^{※1}」と「サインアップ^{※2}事業者」の参加拡大に努めた結果、ちばレジエコサポーターは24,732人、サインアップ事業者は25社3団体2,363店舗となりました。また、食品廃棄物の削減に向けた「ちば食べきりエコスタイル」運動を展開し、事業者へ参加を呼びかけるとともに、県民向けにホームページ等を通じ情報提供を行いました。

このほか、九都県市廃棄物問題検討委員会と連携して“マイボトル”の使用促進による使い捨て容器の使用削減や使用済小型家電の回収・リサイクルの実施など、3Rの推進に向けた普及啓発を行いました。

25年度も引き続き、「ちばレジ袋削減エコスタイル」及び「ちば食べきりエコスタイル」の普及啓発に努めるとともに、多様な3R行動を紹介し、廃棄物の発生抑制を推進します。

また、引き続き九都県市廃棄物問題検討委員会と連携して、使い捨て容器の使用削減等に取り組みます。

※₁ マイバッグの持参やレジ袋の辞退等、レジ袋の削減に協力してくれる県民(消費者)をいう。

※₂ 事業者がレジ袋削減について、宣言・取組・報告をして参加する方式(県と事業者間の簡易な協定)をいう。

② 資源循環の基盤となる産業づくり

溶融スラグについては、県や市町村の公共工事で利用しました。また、バイオマスの利活用を進めるため、研究機関や地元事業者等と連携して共同研究を実施するとともに、企業のバイオマスの利活用について、その取組が円滑に進むよう協力しました。

その他、市町村担当者や廃棄物処理業者等を対象に、小型家電のリサイクルに関する知識及び理解を深めるための研修会を開催したほか、建設工事から発生する廃棄物の再資源化等を推進するため、パトロールや建設現場への立入検査を実施しました。

25年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

③ 地域特性を生かした資源循環ネットワークづくり

学識経験者・県民(消費者)・事業者・行政など各主体の参画を得て「千葉県レジ袋削減推進会議」を設置し、20年度から24年度までを推進期間として取り組んできた「ちばレジ袋削減エコスタイル」について、今後の方針を定めました。

「千の葉エコプロジェクト」推進運動を継続して実施し、県民、市民活動団体、事業者、行政などによる資源循環型社会づくりに向けた様々な取組を公表し、情報提供を行い、各主体との相互連携の推進を図ります。

図 1 2 ごみの排出原単位（一人1日当たりのごみの排出量）の推移
(g/人・日)

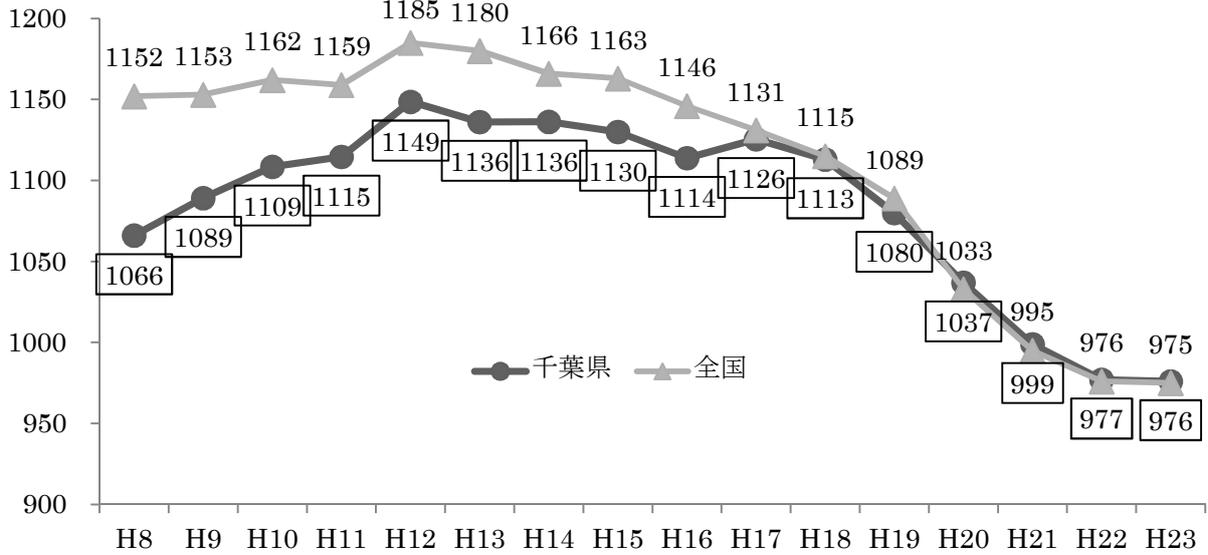


図 1 3 ごみの再資源化率の推移
(%)

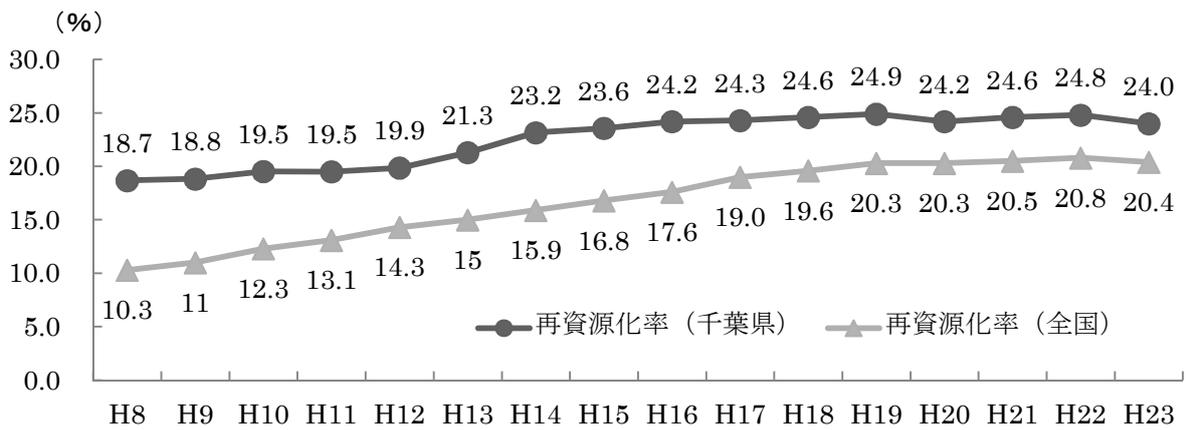
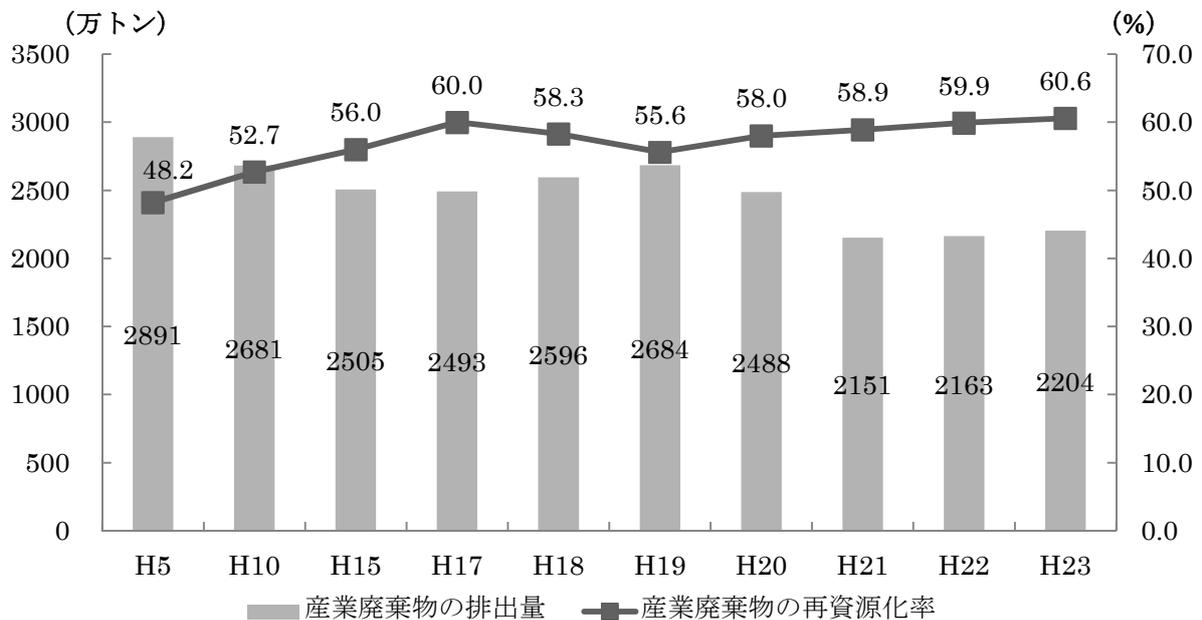


図 1 4 産業廃棄物の排出量・再資源化率の推移



第3章第2節 廃棄物の適正処理の推進と不法投棄の防止

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
新たな不法投棄量 (投棄量10トン以上の不法投棄か 所における投棄量の総量)	23,861トン (18年度)	8,380トン (23年度)	新たな不法投棄量ゼロを目指 します。 (早期実現)

《評価》

産業廃棄物の不法投棄確認量は大幅な減少傾向にある一方で、小規模な不法投棄は依然として後を絶たない状況であり、不法投棄などの不適正処理の未然防止に向け、関係者が緊密な連携を図り、監視・指導活動を更に強化することにより、目標達成を目指す。

24時間・365日体制の監視活動の継続や、警察や市町村と連携した指導の強化等により、大規模で組織的な不法投棄事案は著しく減少し、新たな不法投棄確認量はピーク時(11年度)の約18万トンに比べ、23年度には約20分の1まで減少しています。

一方で、廃棄物を有価物と称して搬入するなど悪質なものと、小規模でゲリラ的な不法投棄は、依然として後を絶たない状況です。

このことから、警察や市町村に加え、民間事業者などとの連携を図り、迅速で的確な監視・指導活動を更に強化するなど、産業廃棄物の不適正処理の未然防止、適正処理の確保のための体制づくりを進め、新たな不法投棄量ゼロを目指します。

2. 主な取組と今後の対応

23年3月に策定した第8次となる「千葉県廃棄物処理計画」に基づき、施策を展開しました。この計画は、27年度を目標年度とし、前計画に引き続き、3Rの推進と適正処理の推進等に向け、様々な施策を展開することとしています。

① 廃棄物の適正処理の確保

ア 適正処理に向けた体制づくり

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、処理業者に対して351件の立入検査を実施するとともに、優良事業者に対しては、その育成の一環として、知事感謝状・部長感謝状による表彰を行いました。また、排出事業者を対象に産業廃棄物の適正処理に関する説明会を県内で5回開催しました。

25年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

イ 適正処理のための仕組みづくり

建設廃棄物については、発生から再利用を含む処分までの流れを総合的に管理する仕組みの構築について、国へ要望しました。

25 年度については、電子マニフェストの利用拡大、排出事業者への情報提供、処理業者への指導等、適正処理に向けた制度の普及促進に取り組んでいきます。

ウ 廃棄物処理施設の整備対策

23 年度に、指導の更なる適正化・円滑化を図るため、「千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」を改正し、産業廃棄物処理業者が処理施設を設置する場合の事前協議を義務付けました。

25 年度は、引き続き指導要綱に基づき、地域住民等の十分な理解のもと、周辺環境保全に十分配慮し、安全性・信頼性の確保に努めます。

エ 流入する産業廃棄物対策

県外廃棄物を県内で埋立処分する場合の事前協議を 249 件行い、県外産業廃棄物の不法投棄の防止等を図るとともに、産業廃棄物の計画的な処理の促進と最終処分場の確保を図りました。

25 年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

オ 適正処理困難物の処理対策

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管場所の立入検査を 575 件実施し、39 年 3 月の処理期限までに適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。

また、アスベスト廃棄物については、関係機関と連携し、立入検査を 139 件実施し、適正かつ安全に処理されるよう事業者指導を行いました。

25 年度も引き続き、これらの施策の充実・強化に努めます。

② 廃棄物の不法投棄の根絶

ア 廃棄物の不法投棄対策

「ゴミゼロ運動」では、5 月 27 日の一斉清掃日を中心に 54 の全市町村において、59 万人が参加し、816 トンのごみを収集しました。

25 年度も引き続き、「ゴミゼロ運動」を全県的に推進していきます。

産業廃棄物については、24 時間・365 日体制の監視体制を継続し、不法投棄の未然防止に努めました。また、市町村・警察との連携を図り、徹底した取締りを行った結果、24 年は不法投棄事犯等 292 件、362 人を検挙しました。

なお、24 年度は生活環境保全上の著しい支障が認められたか所（1 か所）について、行政代執行による撤去を行いました。

25 年度も、引き続き関係者の連携の下、不法投棄対策を推進します。

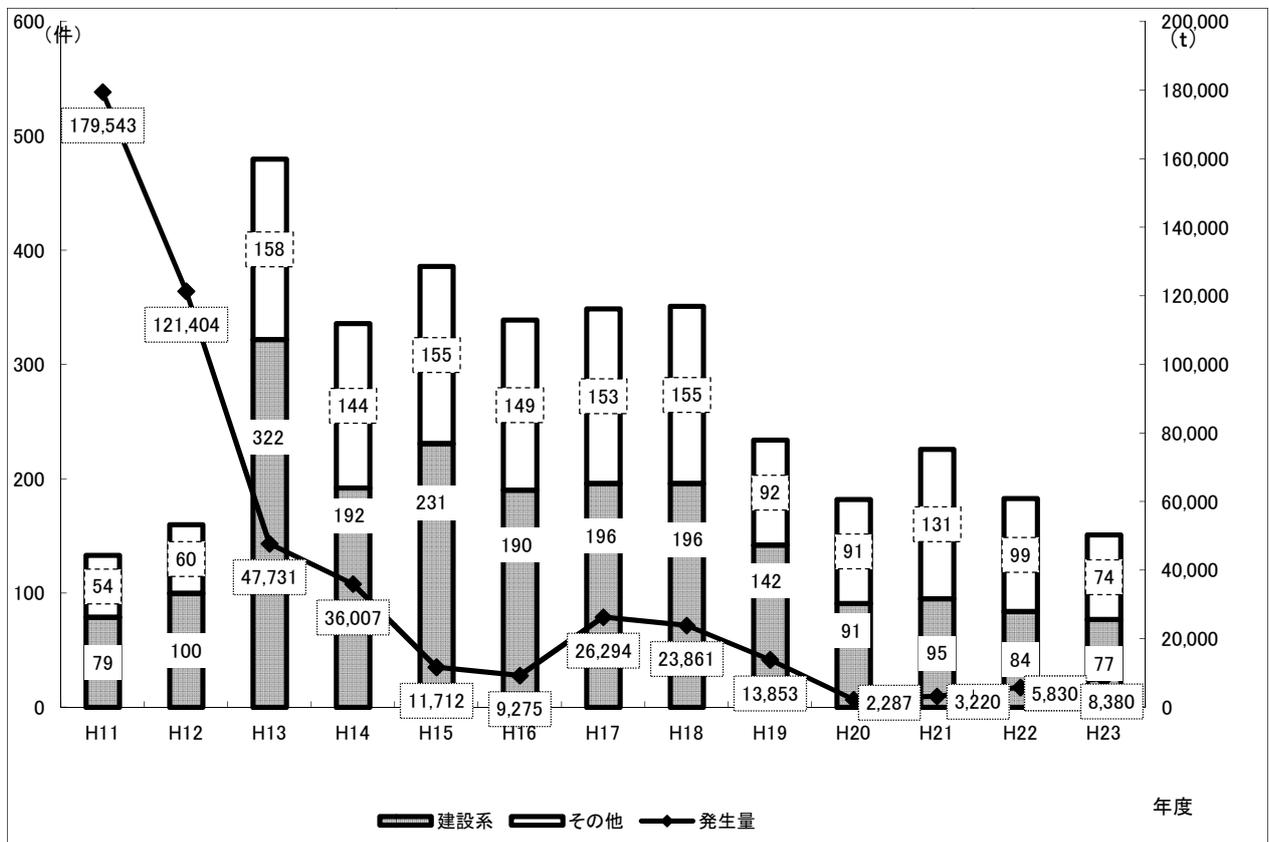
イ 廃棄物に関する情報の公開

廃棄物処理法の改正により、廃棄物処理施設の維持管理情報の公表が義務化されました。また、法に基づき、廃棄物処理業や廃棄物処理施設の取消処分を行った事業者について公表を行いました。

25 年度は、廃棄物処理施設の設置者に対し、施設の維持管理の状況について

積極的に公開するよう指導するとともに、引き続き取消処分を行った事業者の公表等、施策の充実・強化を図ります。

図 1 5 産業廃棄物不法投棄発生件数及び発生量の推移



第3章第3節 「バイオマス立県ちば」の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
バイオマス資源の利用率	68% (平成15年度)	75% (平成22年度)	80% (平成30年度)
食品廃棄物の利用率	30% (平成15年度)	54% (平成22年度)	60% (平成30年度)

《評価》

食品廃棄物等のバイオマス資源の利用率は着実に増加しており、23年7月に策定したバイオマス活用推進計画に基づき施策を展開することにより、目標の達成を目指す。

バイオマス資源の利用率は基準年度と比較し増加しています。

23年7月に策定した「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づいて、エコフィードコーディネーターによる食品残さの飼料化の推進や、林地残材の供給体制整備に関する検討など、バイオマスの活用の推進に取り組んでいきます。

2. 主な取組と今後の対応

「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、バイオマスの活用を推進しました。

① バイオマス利活用の総合的・計画的な推進

ア 「千葉県バイオマス活用推進計画」の推進

「千葉県バイオマス活用推進計画」に基づき、食品残さの飼料化の推進、林地残材の活用の推進、畜産堆肥の燃料化についての共同研究、事業者等を対象とした普及啓発等を行いました。

25年度もこれら事業について、継続して行っていきます。

イ バイオマス利用促進のための総合的推進体制の充実

バイオマスの利活用を総合的に推進するため、バイオマス製品の積極的な利用が可能な仕組みの構築について、国へ要望しました。

24年9月に農林水産省などバイオマス関係7府省により「バイオマス事業化戦略」が策定されたことから、必要に応じ、バイオマス利用促進のための要望をしてまいります。

また、市町村などを対象に、バイオマスの普及についての情報提供等を行いました。

25年度も、引き続き、助言、情報提供等を行います。

② 事業活動への支援

エコフィード^{※1}に係るマッチング^{※2}の取組として、エコフィードコーディネーター設置事業により、3件のマッチングが成立しました。

今後も、バイオマスに係るマッチングへの取組を行っていきます。

また、バイオディーゼル燃料製造施設について、関係機関の協力を得ながら、LCA（ライフサイクルアセスメント）^{※3}による評価を検討しました。さらに低コストで安定的な木質バイオマスの流通システムを構築するため、伐採・収集・運搬から再資源化までのプロセスについて実証試験を行いました。

25年度も引き続きLCAによる評価、木質バイオマス利用促進のための実証試験を行います。

※₁ 食品残さを原料として家畜の飼料用に加工されたもの。

※₂ バイオマス供給者と需要者ニーズを的確に結びつけるために、両者の連携を促進させる取組

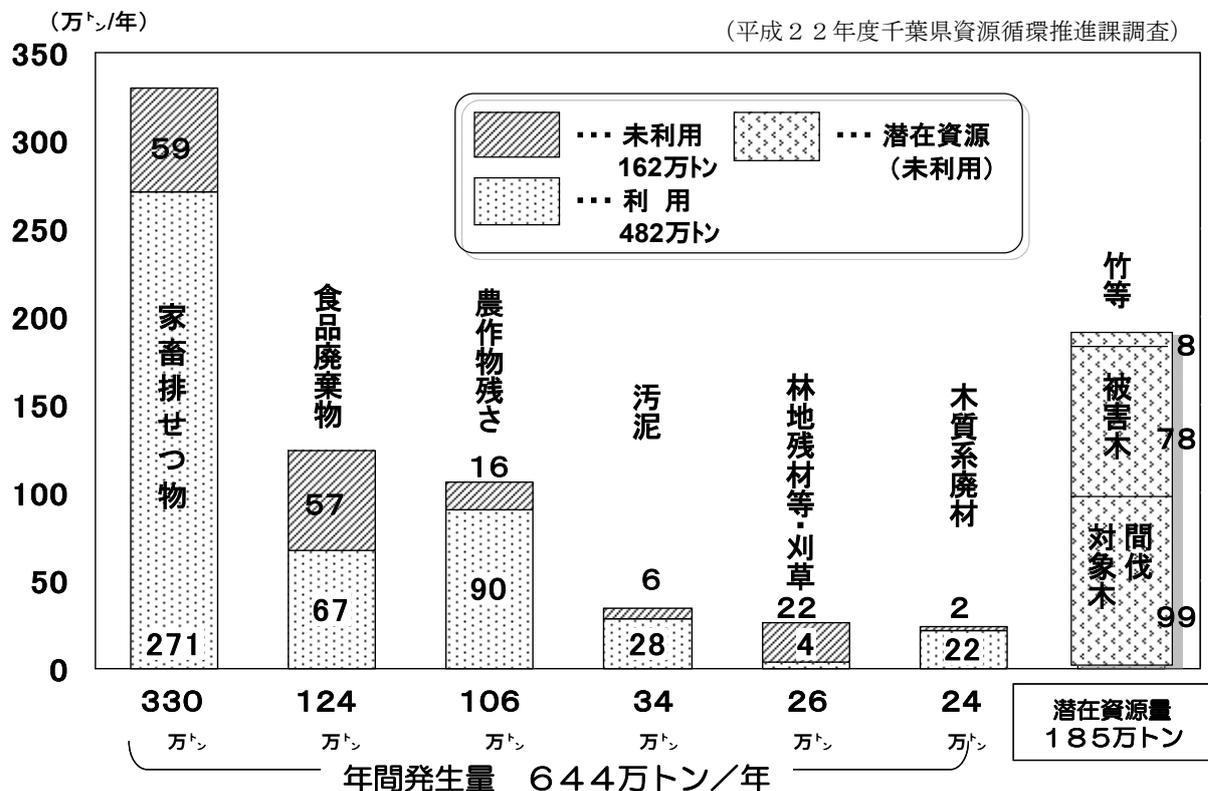
※₃ 製品の生産から廃棄までを一貫して定量的にエネルギー効率や環境への影響を評価する方式

③ 普及啓発の推進

県民のバイオマスに対する理解の醸成を図るため、森林系バイオマス利活用研修会を開催しました。また、「エコメッセ 2012 in ちば」でのバイオマス製品の展示をはじめ、8のイベントでバイオマス利活用推進に向けた普及啓発を行いました。

25年度も、県民及び事業者向けの情報交換会等の開催や波及効果の高いイベントへの出展を予定しています。

図16 千葉県のバイオマスの発生・利用状況



第3章第4節 残土の適正管理

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
無許可埋立面積	12,107 m ² (16年度)	27,332 m ² (24年度は増加 4,225 m ²)	無くします (早期実現)
公共工事に伴い発生する建設発生土の有効利用率	73.6% (17年度)	85.3% (20年度)	98% (30年度)

《評価》

市町村や関係機関と連携した合同パトロールや定期検査の実施等により、残土の不適正処理の根絶に努めたが、24年度は無許可の埋立事案が1件あった。(平成25年5月撤去済み)

残土の昨年度の新規埋立許可件数は、36件でした。また、24年度に搬入された土量は合計約406万m³で、過去最大であった10年度の1,500万m³の約3割となりました。

2. 主な取組と今後の対応

① 残土条例の厳格な執行と悪質な事業者に対する監視指導の強化

埋立て許可後の定期検査等を延べ176回実施するとともに、24時間・365日体制の監視パトロールを実施し、事業者に対する監視・指導を行いました。

25年度も引き続き、事業者に対する監視・指導の徹底や悪質な事業者に対する行政処分の徹底など残土条例を厳格に執行していくことにより、残土の不適正な埋立てを無くしていきます。

② 特定事業場の情報公開

県内の各特定事業場について、許可事業者名や事業場所在地、許可土量、許可の期間等の情報をホームページで公表し、不審な埋立て等について県民からいただいた通報を基に効果的な監視を行っています。このため、25年度も引き続き、ホームページでの情報提供を行います。

③ 市町村や関係機関との連携による埋立ての適正化の促進

市町村や県の関係機関と連携の下、合同パトロールを8回実施しました。
引き続き、市町村等と連携し、監視・指導の強化を図ります。

④ 建設発生土の有効利用等による土砂搬入量の抑制

公共工事に伴い発生する建設発生土については、「千葉県建設リサイクル推進計画」に基づき、財団法人日本建設情報総合センターにおいて建設発生土の工事間利用を促進するために構築した建設発生土情報交換システムを活用し、発生の抑制及び再利用を促進しました。

25年度も引き続き、本システムを活用した建設発生土利用調整や県の土木事務所

を中心とした、地区建設副産物対策協議会活動の活性化などにより、工事間利用の更なる徹底を図ります。

図 1 7 特定事業年度別許可件数 (件数)

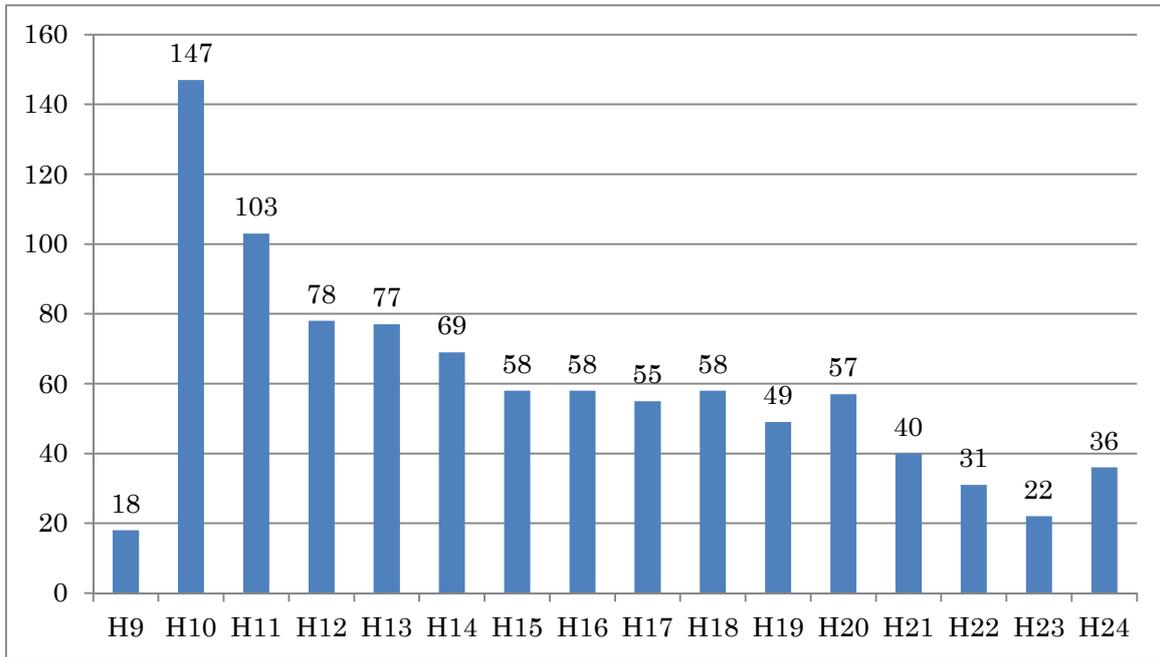
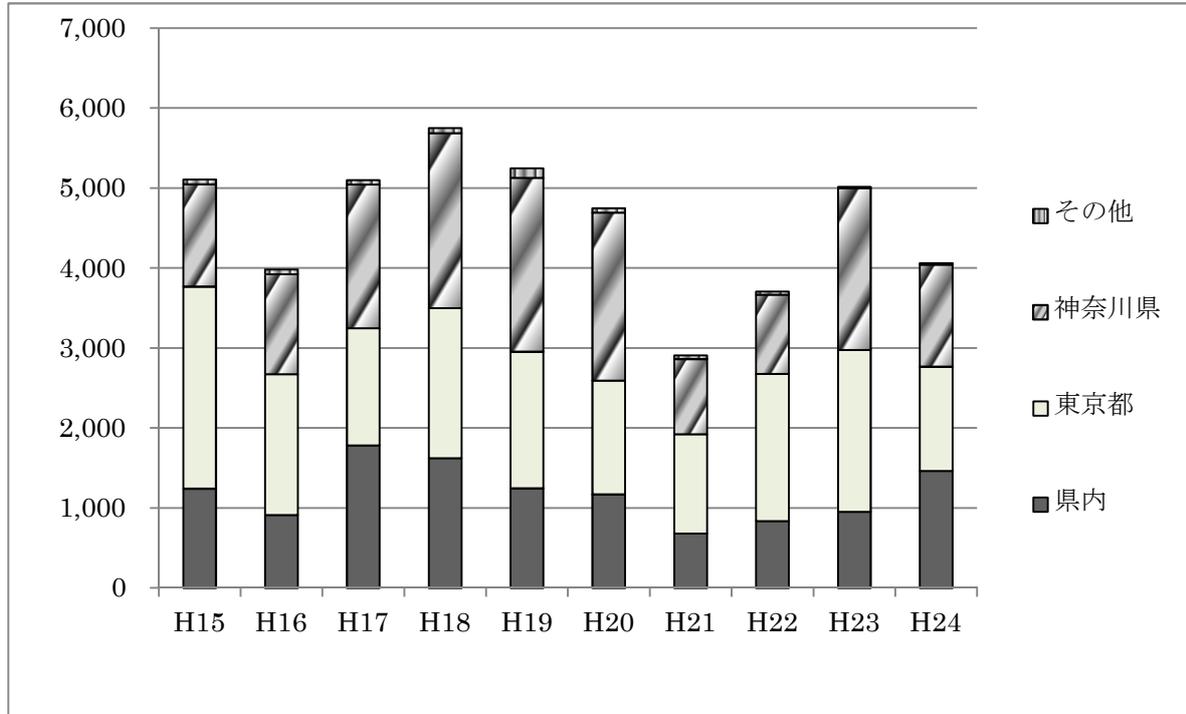


図 1 8 年度別土砂搬入量 (千 m^3)



第4章第1節 良好な大気環境の確保

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
光化学スモッグ注意報の年間発令日数	20日 (14～18年度の平均)	8日 (24年度)	注意報発令日数の半減 (22年度) 更なる削減 (30年度)
浮遊粒子状物質の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	94.4% (18年度)	100% (24年度)	100%達成 (毎年度)
二酸化窒素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	98.6% (18年度)	100% (24年度)	
二酸化いおう、一酸化炭素の環境基準達成率 (一般局・自排局の合計)	100% (18年度)	100% (24年度)	
二酸化窒素の県環境目標値達成率 (一般局・自排局の合計)	69.4% (18年度)	80.5% (24年度)	おおむね達成します (30年度)
低公害車の普及台数	約60万台 (17年度)	約120万台 (23年度) *約25万台 (24年度)	約120万台 (22年度) 更なる増加 (30年度)
エコドライブ実践事業者の割合 (県内で自動車をもつ事業者のうち、エコドライブを実践している事業者の割合)	61% (18年度)	90% (24年度)	100% (22年度以降毎年度)

*24年度から「低公害車」の要件が変更になっています。

《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

光化学スモッグ注意報の発令日数については、基準年度に比べて減少しました。

浮遊粒子状物質については、「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出の抑制に関する条例」(ディーゼル条例)による自動車の運行規制などが功を奏し、19年度から4年連続して環境基準を達成し、23年度は一般局で1局未達成でしたが、24年度は全局で環境基準を達成しました。

二酸化窒素については、2年連続して全局で環境基準を達成し、二酸化窒素に係る県環境目標値の達成率は、80.5%と目標に向けおおむね順調に推移しています。なお、二酸化窒素と浮遊粒子状物質については、24年度に初めて全局で環境基準を共に達成しました。二酸化いおう、一酸化炭素については、24年度においても、それぞれの項目について測定した全測定局で環境基準を達成しており、環境基準の達成率100%を維持しています。

低公害車の普及台数については、国の集計方法に基づいて集計しているところですが、24年度から国の集計の対象となる低公害車が、より低燃費かつ低排出ガスのものとされました。このため、24年度は基準年度と比べ大幅に減少していますが、25年度以降は新たな目標の設定を行い、低公害車の普及促進に努めます。

エコドライブ実践事業者の割合については、24年度は90%となり、目標には達しなかったものの基準年との比較では増加しています。

2. 主な取組と今後の対応

① 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による規制

大気汚染防止法に基づく 24 年度の立入検査は、ばい煙発生施設 570 事業所 1,926 施設、揮発性有機化合物(VOC)排出施設 25 事業所 76 施設、一般粉じん発生施設 72 事業所 355 施設、届出があった吹付けアスベスト等を使用した建築物等の解体等作業 110 件実施し、必要な指導を行いました。

今後も引き続き、法・条例による立入検査等を行い、排出基準等の遵守状況を確認します。

イ 工場・事業場等に対する指導

環境保全協定締結工場に対しては、施設の新・増設等に当たって、24 年度は、38 件の事前協議を実施し、大気汚染物質の一層の低減を指導しました。また、環境保全協定や各種指導要綱に基づく基準の確認は、法に基づく立入検査に併せて実施しました。

なお、公害防止協定が、22 年度から環境保全協定に改定され、今後も環境保全協定や各種指導要綱に基づき、引き続き大気汚染物質の排出抑制の指導を徹底していきます。

② 自動車排出ガス対策の推進

24 年度は、ディーゼル条例における運行規制について、事業所立入検査等で 4,529 台を検査し、不適合車 934 台に改善指導を行い、ナンバープレート調査で 28,240 台を調査し、311 台に対し指導を行いました。同条例の燃料規制については、路上検査で 825 台に対し燃料抜取検査を実施し、不正軽油等を使用していた車両 1 台を確認し、必要な指導等を行いました。

また、県職員向けの出前講座や事業者向け「エコドライブ講習会」を開催するとともに、県民向けの情報提供を行い、エコドライブを推進しました。

なお、自動車の使用に伴う環境負荷の低減を促進するため、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づき、第 2 期千葉県自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画を 25 年 3 月に策定しました。

今後も引き続き、ディーゼル条例に基づく検査・指導を徹底するとともに、エコドライブの普及啓発事業を実施していきます。

③ 大気環境等の監視

24 年度は、133 局の大気環境常時監視測定局において、大気汚染物質の常時監視を行うとともに、主要 27 工場に対して発生源監視テレメータシステムによる常時監視を行いました。引き続き 25 年度も、これらの常時監視を実施していきます。

④ 大気汚染緊急時対策の実施

光化学スモッグ注意報を発令した大気汚染緊急時には、緊急時協力 230 工場に対し、原燃料使用量などの削減措置を要請するとともに、発生源テレメータシステムで措置状況を確認しました。引き続き大気汚染緊急時には、これらの対策を実施していきます。

⑤ 大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等

大気汚染の発生しやすい冬期において、工場・事業場に対し窒素酸化物排出量の低減を要請しました。また、事業者や県民に対し、暖房温度の20℃設定、自動車の使用抑制やエコドライブの実施など、環境に配慮した車の使用を行うよう普及啓発活動を行いました。引き続き、事業者、県民に対して普及啓発等を行っていきます。

表4 光化学スモッグ注意報等の発令状況

(単位：日)

年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
注意報	6	17	20	19	6	14	22	6	13	8	9	18
警報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
注意報	23	21	11	28	28	11	17	12	3	15	11	8
警報	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表5 環境基準達成状況

区分	環境基準等	項目	達成率 (%)								平成24年度 達成局数	
			17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度		
一般環境 大気測 定局	環境基準	二酸化いおう	100	100	100	100	100	100	100	100	100	73/73
		二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	106/106
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	4/4
		浮遊粒子状物質	100	93.9	100	100	100	100	99.1	100	100	104/104
	県環境目標値	二酸化窒素	72.2	79.1	71.9	94.6	90.4	98.2	92.9	91.5	91.5	97/106
自動車 排出ガ ス測 定局	環境基準	二酸化いおう	100	100	100	100	100	100	100	100	100	2/2
		二酸化窒素	93.1	93.1	93.1	89.7	96.6	96.6	100	100	100	27/27
		一酸化炭素	100	100	100	100	100	100	100	100	100	21/21
		浮遊粒子状物質	96.4	96.4	100	100	100	100	100	100	100	26/26
	県環境目標値	二酸化窒素	31.0	31.0	31.0	41.4	37.9	34.5	46.4	37.0	37.0	10/27

表6 低公害車普及状況 (平成25年3月末)

*軽自動車及び二輪車を除く

区分		千葉県	全国
自動車保有台数		約352万台 (約230万台)	約7,963万台 (約4,584万台)
低公害車	低燃費かつ低排出ガス認定車	約25万台	約513万台
	電気自動車	825台	25,302台
	燃料電池自動車	2台	45台
	天然ガス自動車	350台	6,227台
	プラグインハイブリッド自動車	588台	17,289台
	クリーンディーゼル乗用車	3,214台	76,238台
	低公害車計	約25万台	約525万台

出典：(一財)自動車検査登録情報協会発行「平成25年版 わが国の自動車保有動向」

ただし、「低燃費かつ低排出ガス認定車」数は、国土交通省関東運輸局資料

第4章第2節 騒音・振動・悪臭の防止

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
自動車騒音の環境基準達成率	82% (18年度)	87% (24年度)	おおむね達成します (平成22年度以降毎年度)
航空機騒音の環境基準達成率	成田空港周辺 51% 羽田空港周辺 100% 下総飛行場周辺 82% 木更津飛行場周辺 100% (18年度)	69% 100% 82% 100%※ (24年度 (速報値))	達成率を向上させます (毎年度)
騒音・振動・悪臭の苦情件数	1,502件 (18年度)	2,346件 (24年度 (速報値))	減少させます (毎年度)

※環境基準評価に必要な調査日数が得られていないが、調査期間（7日間）の測定結果では環境基準70WECPNLを超えることはなかった。

《評価》

各環境基準の達成率についてはおおむね順調に進捗している。苦情件数については、基準年度と比べて増大しているが、施策の推進により目標の達成を目指す。

自動車騒音の環境基準達成率は、基準年度に比べ改善傾向にあります。

航空機騒音の環境基準達成状況は、環境基準の地域類型を指定している地域内の測定地点について、成田空港周辺では測定した85局のうち59局で、羽田空港周辺では5局全てで、下総飛行場周辺では11局のうち9局でそれぞれ環境基準を達成しました。

騒音・振動・悪臭の苦情件数はほぼ横ばいですが、騒音の苦情は大幅に増加しました。これは22年10月の羽田空港D滑走路の供用開始による航空機騒音への苦情の増加が原因と考えられます。また、振動及び悪臭については、ほぼ横ばいの傾向にあります。

2. 主な取組と今後の対応

① 騒音・振動の防止

環境保全協定締結工場の事前協議14件、工場立地等各種開発行為の事前審査2件を実施し、事業者に対して騒音・振動の一層の低減を指導しました。

自動車騒音については、道路に面する地域の騒音に係る環境基準の評価を行いました。

騒音・振動規制を行う市町村職員向けの測定技術講習会を2回開催し、市町村職員等37名に対し技術指導を実施しました。

今後も引き続き、事業者指導、自動車騒音の常時監視、市町村等への技術指導を実施していきます。

② 航空機騒音の防止

成田空港周辺では、固定測定局 90 局（うち、県設置 23 局）による常時監視を実施しました。

羽田空港周辺では、固定測定局 7 局（うち、県設置 6 局）による常時監視を実施しました。

また、羽田空港D滑走路の供用開始（22 年 10 月）による航空機騒音の実態を把握するため、23 年度に引き続き、8 月 6 日から 8 月 12 日まで、一週間の調査を実施しました。

下総飛行場周辺では、固定測定局 2 局による常時監視を実施するとともに、10 月 14 日から 10 月 27 日までの二週間で実態調査を実施しました。

木更津飛行場周辺では、木更津市が実態調査を実施しています。

今後も、各空港周辺において引き続き航空機騒音の常時監視を行うとともに、羽田空港周辺及び下総飛行場周辺では短期の実態調査を実施していきます。

なお、環境基準の評価方法が改正され、25 年度から施行されたため、新たな評価方法に対応する監視体制を整備しました。

また、航空機騒音に係る環境基準の未達成地域については、国や空港管理者等に対し、環境基準の早期達成について要請していきます。

③ 悪臭の防止

環境保全協定締結工場の事前協議 7 件、工場立地等各種開発行為の事前審査 3 件を実施し、事業者に対しての悪臭の一層の低減を指導しました。

悪臭規制を行う市町村職員向けの測定技術講習会を 1 回開催し、市町村職員等 21 名に対し技術指導を実施しました。

今後も引き続き、事業者指導、市町村等への技術指導を実施していきます。

図 19 道路に面する地域の騒音に係る環境基準達成状況

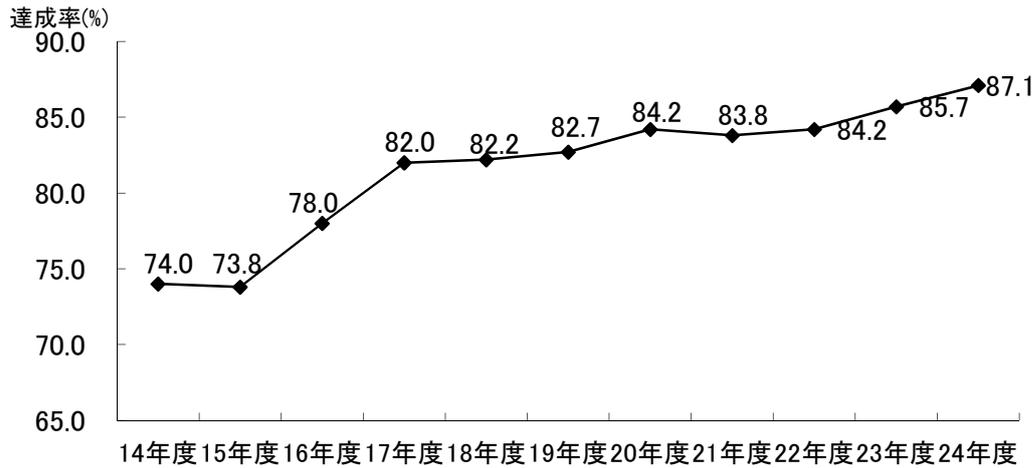
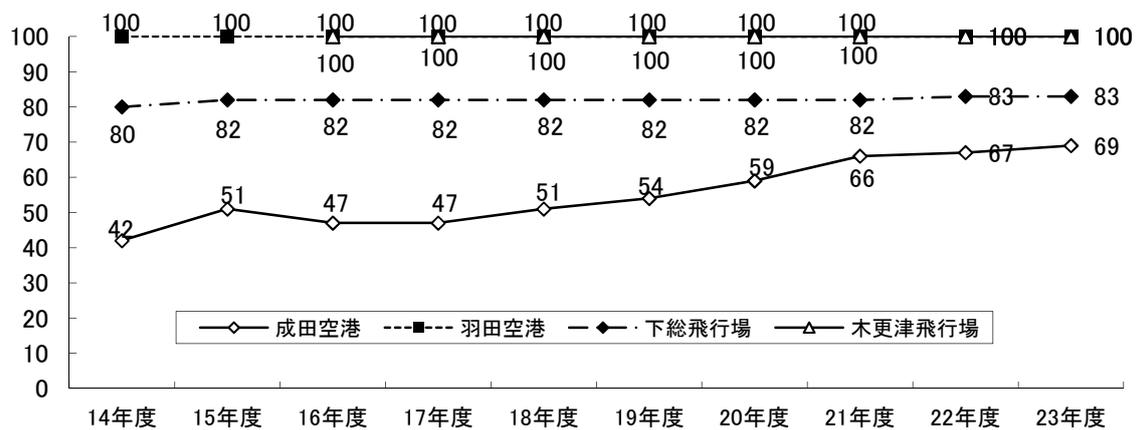


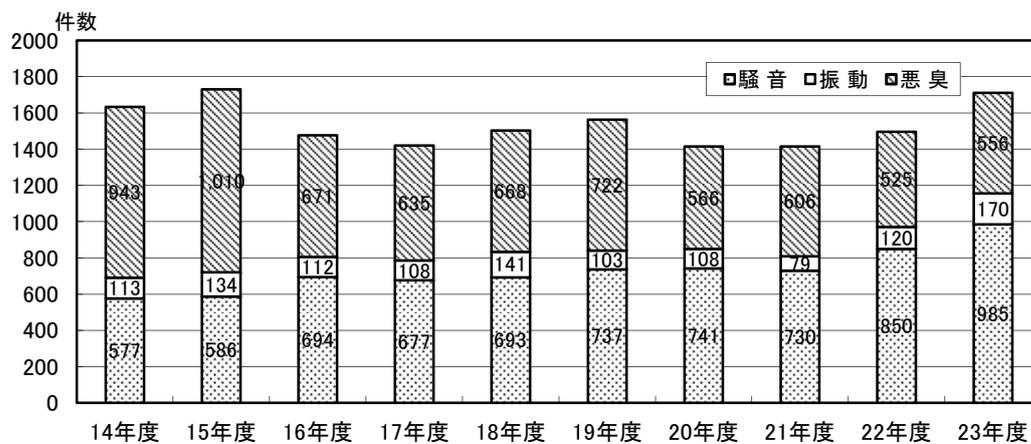
図 20 成田空港、下総飛行場、木更津飛行場、羽田空港の周辺地域における環境基準の達成率



注 1 : 環境基準指定地域内の測定地点数に対する環境基準達成地点の割合 (%)

注 2 : 木更津飛行場については、環境基準の評価に必要な調査日数が得られていないため、調査期間における評価です。また、14年度及び15年度は調査が実施されていません。

図 2 1 年度別苦情受付件数



第4章第3節 良好な水環境の保全

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
河川・湖沼・海域の環境基準の達成率 (BOD・COD)	67.1% (18年度) 全国平均 86.3%	68.2% (24年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)
印旛沼の水質	8.6mg/L (18年度 COD 年 平均値)	11mg/L (24年度 COD 年平均値)	遊び泳げる印旛沼とその流域の回復 (42年度)
手賀沼の水質	7.9mg/L (18年度 COD 年 平均値)	9.6mg/L (24年度 COD 年平均値)	かつて手賀沼とその流域にあった 美しく豊かな環境の回復 (42年度)
東京湾の環境基準の達成率	63.6% (18年度)	45.5% (24年度)	向上させます (30年度)
県全域の汚水処理人口普及率	79.7% (18年度)	84.4% (24年度)	85.7% (29年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策推進により目標の達成を目指す。

河川・湖沼・海域の環境基準の達成率については、気象条件による水質変動が大きいものの、目標の達成に向けた水質の改善は着実に進んでいます。

印旛沼・手賀沼の水質については、基準年度と比較してやや悪化しています。

東京湾の環境基準達成率についても、基準年度と比較して低下しています。

県全域の汚水処理人口普及率は、順調に伸びています。

2. 主な取組と今後の対応

① 工場・事業場等に対する対策の徹底

ア 法・条例による指導

1,286 の規制対象事業場のうち、延べ 880 事業場に対し立入検査を行い、排水基準の遵守状況等を確認するとともに、基準を超過した延べ 118 事業場に対し改善指導を行いました。今後も引き続き、立入検査等により排水基準の遵守状況等を確認します。

イ 指導

環境保全協定の遵守状況を確認するため、46 工場に対し、県・市合同立入調査を実施しました。また、生産施設の新設等に関する事前審査を 19 件実施し、汚濁負荷量の削減等必要な措置を講ずるよう指導しました。

さらに、大規模開発に伴い、延べ 13 件の事前審査を実施し、給排水計画、地下水涵養等について指導しました。今後も引き続き、必要な指導等を行います。

② 生活排水対策の推進

市町村が実施する浄化槽設置補助事業に要する経費の一部を助成しました（設置補助基数 1,496〔うち高度処理型 847〕、単独浄化槽やくみ取りからの転換補助基数 1,226）。また、農業集落排水事業（1 地区）で、管路施設（L=2.5km）を整備しました。さらに、下水道事業で、流域下水道の管渠の整備、処理施設の高度処理化の推進及び公共下水道の普及促進を図りました。これらにより、全県の汚水処理人口普及率は 84.4%（24 年度）となりました。

引き続き、22 年度に見直しを行った「全県域汚水適正処理構想」に基づき、汚水処理施設整備の推進を図ります。

③ 水質監視の実施

河川 122 地点、湖沼 15 地点及び海域 42 地点の計 179 地点について水質調査を行い、環境基準の達成状況を確認しました。今後も引き続き、水質の監視を行います。

④ 印旛沼・手賀沼における浄化対策の推進

流域の汚濁負荷削減対策として、湖沼水質保全特別措置法に基づく負荷量規制を行うとともに、23 年度に策定した第 6 期湖沼水質保全計画に基づき高度処理型浄化槽の普及や下水道整備等の浄化対策を進めたほか、環境保全型農業の支援、雨水浸透の促進対策等を実施しました。また、印旛沼では 22 年 1 月に策定した「印旛沼流域水循環健全化計画」に基づく植生帯の整備等の浄化事業を進めました。手賀沼では「手賀沼水環境保全協議会」による水環境創造事業等の事業を進めました。

今後も引き続き、印旛沼・手賀沼の浄化対策を推進します。

⑤ 東京湾流入汚濁負荷削減対策の推進

指定地域内の延べ 226 事業場に立入検査を実施しました。また、第 7 次総量削減計画に基づく対策の推進のため、パンフレット作成・配布などの啓発活動を実施しました。

25 年度は、第 7 次総量削減計画に基づき、事業場に対する総量規制などの対策を進めるとともに、県民の自主的・積極的な生活排水対策の取組を促進します。

⑥ 水質保全に向けた啓発事業の推進

東京湾の水質保全に向けた啓発事業として、船上から東京湾を視察する「船から見る親と子の東京湾視察会」を開催するとともに、「エコメッセ 2012 in ちば」において、パネルの展示やパンフレットの配布を行うなど普及啓発を図りました。また、行政・住民・市民活動団体等と連携して、印旛沼では環境学習に関する出前講座や教員研修会を、手賀沼では手賀沼親水広場を活用した親子船上学習会、手賀沼ウォッチング、自然観察会等を行い、環境保全に対する意識高揚を図りました。さらに、生活排水対策の重要性に関する理解促進や合併処理浄化槽の普及促進等を図るため、県内 5 地区で浄化槽講習会を開催しました。

今後も引き続き、エコメッセや浄化槽講習会での啓発の実施や、出前講座、手賀沼親水広場での環境学習等により、県民の自主的・積極的な取組を促進します。

⑦ 水資源の有効活用

「水の週間」に合わせた「中学生水の作文コンクール」の実施や小学生を対象とする社会科副読本「水のはなし」の作成等により、水資源の有効活用に対する県民の理解を深めるとともに雑用水利用の促進に向けて県関係部局、市町村担当者を対象とした「雑用水の利用促進に関する指導要綱」の説明会の開催やホームページ等による広報活動により、開発事業者等への働きかけを行いました。

また、流域下水道の高度処理水を海老川水系（長津川、飯山満川支川）に105回放流し、水質改善を図りました。

今後も引き続き、説明会の開催やホームページによる広報活動等を行い、雑用水利用の促進を図ります。

図 2 2 河川・湖沼・海域の環境基準の達成率（BOD・COD）

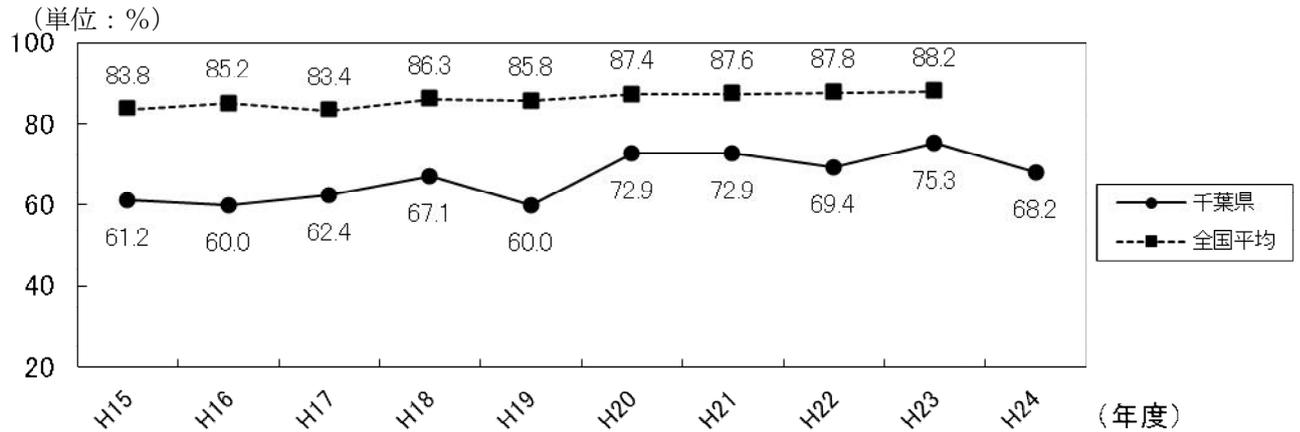


図 2 3 印旛沼及び手賀沼の水質（COD年平均値）

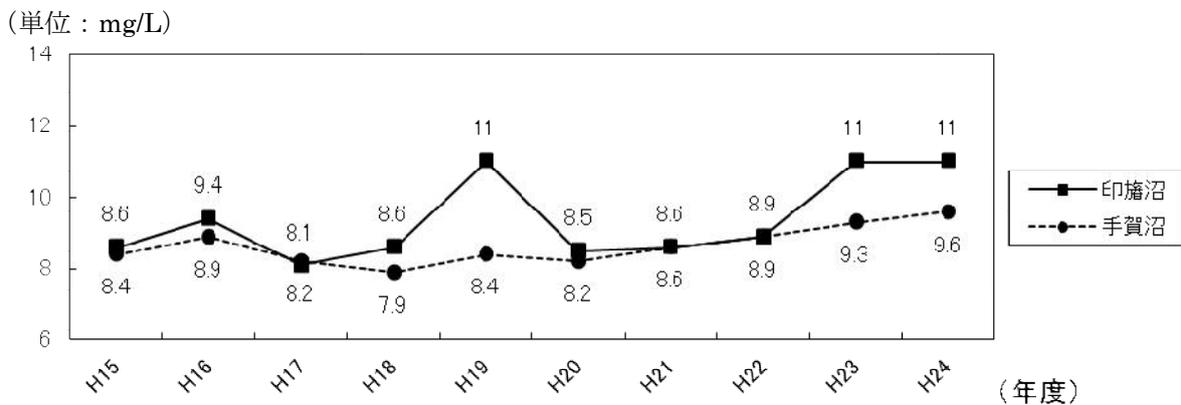


図 2 4 東京湾の環境基準の達成率（COD）

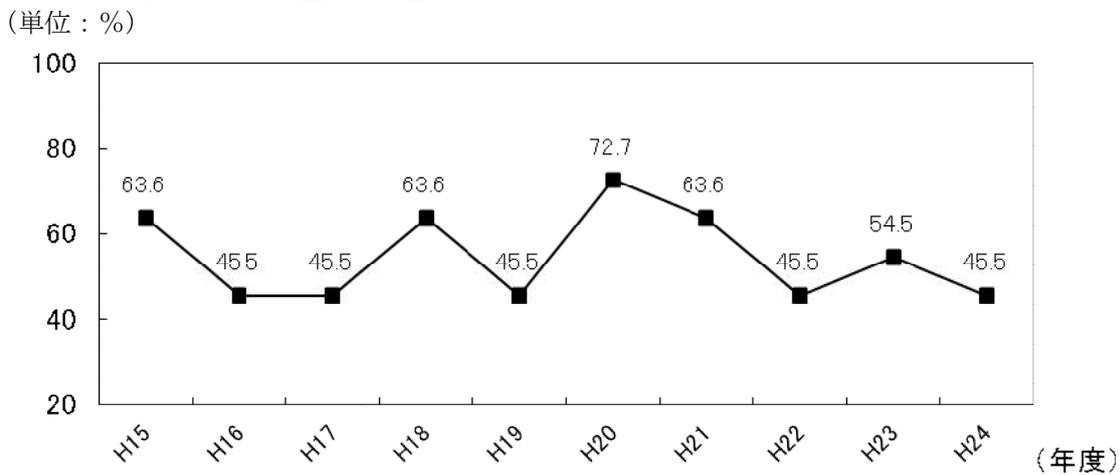
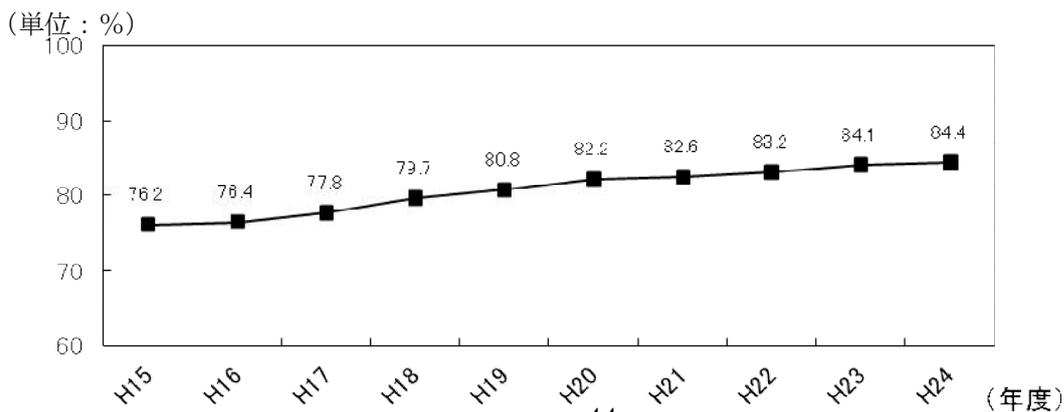


図 2 5 県全体の汚水処理人口普及率



第4章第4節 良好な地質環境の保全

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
2cm以上の地盤沈下面積	11.7km ² (18年)	0.0km ² (24年)	無くします (早期達成)
地下水の環境基準達成率	84.2% (18年度) 全国平均 93.2%	82.0% (24年度)	全国平均並みの達成率確保 (30年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目もあるが、今後の施策の推進により目標の達成は可能。

24年は、2cm以上の地盤沈下面積は見られませんでした。今回の結果は、東北地方太平洋沖地震の余効変動（地震後の緩やかな地殻変動）の影響(※)と思われます。例年の結果と厳密な比較はできませんが、引き続き、地下水及び天然ガスかん水の揚水による規制等を実施し、地盤沈下の防止に努めていきます。

地下水の環境基準達成率については、基準年度と比較して若干の低下が見られます。調査対象井戸の位置や数は毎年異なるため厳密な比較はできませんが、達成率の変化は、主に砒素や硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過数の増減によるものです。

※23年においては東北地方太平洋沖地震による地殻変動の影響により、ほぼ全ての地点で沈下が見られた一方、24年においては地震後の緩やかな地殻変動による隆起の影響が見られた。

2. 主な取組と今後の対応

① 地盤沈下対策の推進

ア 地盤沈下の状況監視

47市町村（調査面積：3,204km²）について、精密水準測量により地盤変動状況の監視を行いました。また、27市町村78か所130井の観測井により、地下水位及び地層収縮量の監視を行いました。

今後も引き続き、精密水準測量による地盤変動状況の監視及び観測井による地下水位及び地層の収縮量の監視を行います。

イ 工場・事業場の揚水量の指導

「環境保全協定（地下水採取制限について定めのあるもの）」を締結している27社31工場について、「地下水利用報告書」により地下水採取量の協定値の遵守を指導しました。

「地盤沈下防止協定」を締結している9社のうち、天然ガスかん水の採取を行っている8社について、天然ガスかん水排水量の協定値の遵守や削減等を指導しました。また、揚水状況等を把握するため、8社の立入調査を実施しました。

今後も引き続き、法令等に基づく地下水採取の規制により、地下水採取量の削減等の指導を行うとともに、「地盤沈下の防止に関する細目協定」により、天然ガスかん水の地上への排水量削減等の指導を行います。

② 地下水保全対策・土壌汚染対策の推進

ア 地下水の水質の監視

地下水質の監視のため、189本の井戸を対象に概況調査を、118本の井戸を対象に継続監視調査を実施しました。また、概況調査で汚染が確認された井戸を対象に周辺井戸調査（145本）を実施しました。

今後も引き続き、これらの調査を実施していきます。

イ 地下水の汚染防止対策

事業者が、自主的に地質汚染の未然防止対策や汚染確認に取り組む際の具体的な対応方法を定めた「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」の普及啓発を行いました。また、硝酸性・亜硝酸性窒素による地下水汚染対策として、「千葉県硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策実施方針」に基づき、汚染地区の対策に向けた調査を行いました。

そのほか、たい肥等有機物や化学肥料の適正使用の指針策定に向け、土壌中の施肥成分の動態を把握するため、県内土壌の調査を実施しました。

今後も引き続き、ガイドラインの普及啓発や、硝酸性・亜硝酸性窒素に係る地下水保全対策を行うとともに、土壌中の施肥成分の動態についての試験を行います。

ウ 汚染地下水の浄化対策の推進

12市町で実施する地下水汚染の機構解明調査及び浄化対策に対し助成しました。また、特定事業場に関連すると見込まれる地下水汚染の機構解明調査を4市に委託しました。

今後も、これらの施策を引き続き実施します。

エ 土壌汚染対策の実施

有害物質使用特定施設廃止に伴うもの及び一定規模以上の土地の形質変更時の届出の際の調査命令に基づき調査を行いました。そして、土壌の有害物質による汚染状況の調査結果に基づき要措置区域等の指定を4件行いました。

内訳は、要措置区域が1件、形質変更時要届出区域が3件（うち1件は解除済）です。

24年度は、有害物質使用特定施設廃止に伴う調査報告を3件受理するとともに、ただし書きの確認を10件行いました。

また、一定規模以上の土地の形質変更時の届出156件を受理しました。（調査命令なし）

なお、土地所有者の自主調査結果による区域の指定申請はありませんでした。

今後も引き続き、これらの土壌汚染対策を実施します。

図 2 6 2 cm 以上の地盤沈下面積

単位：(km²)

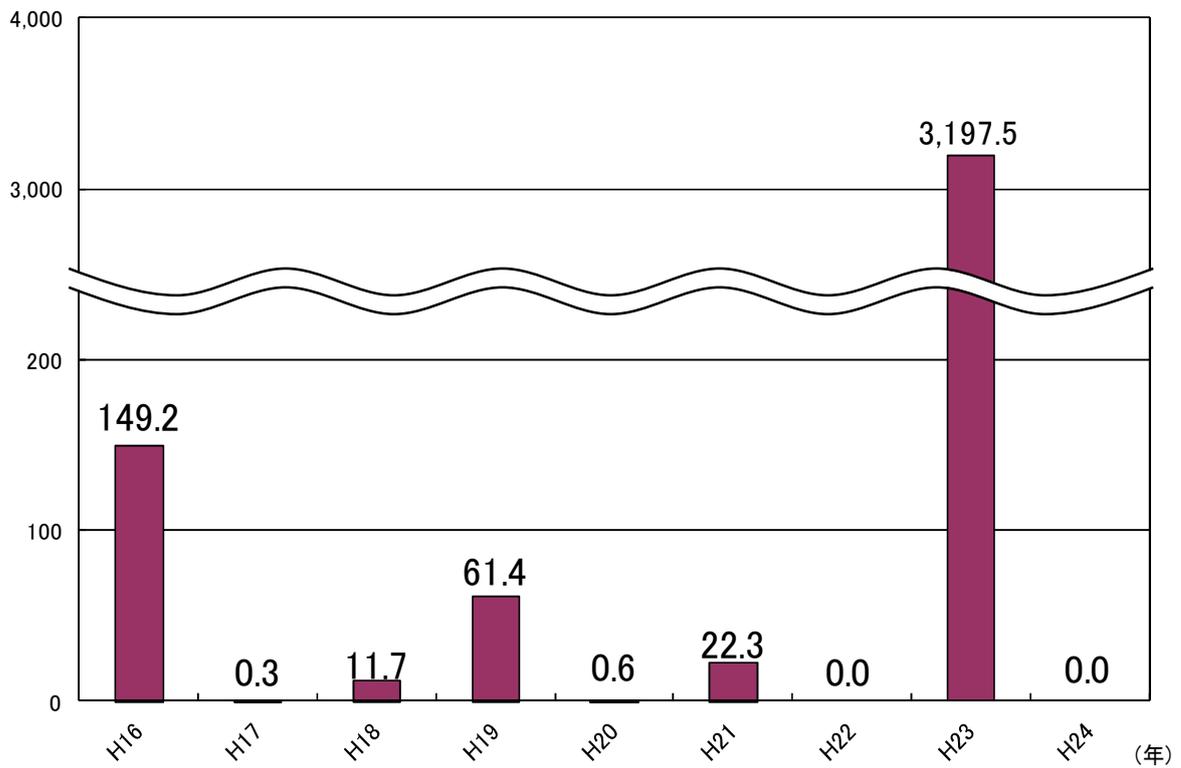
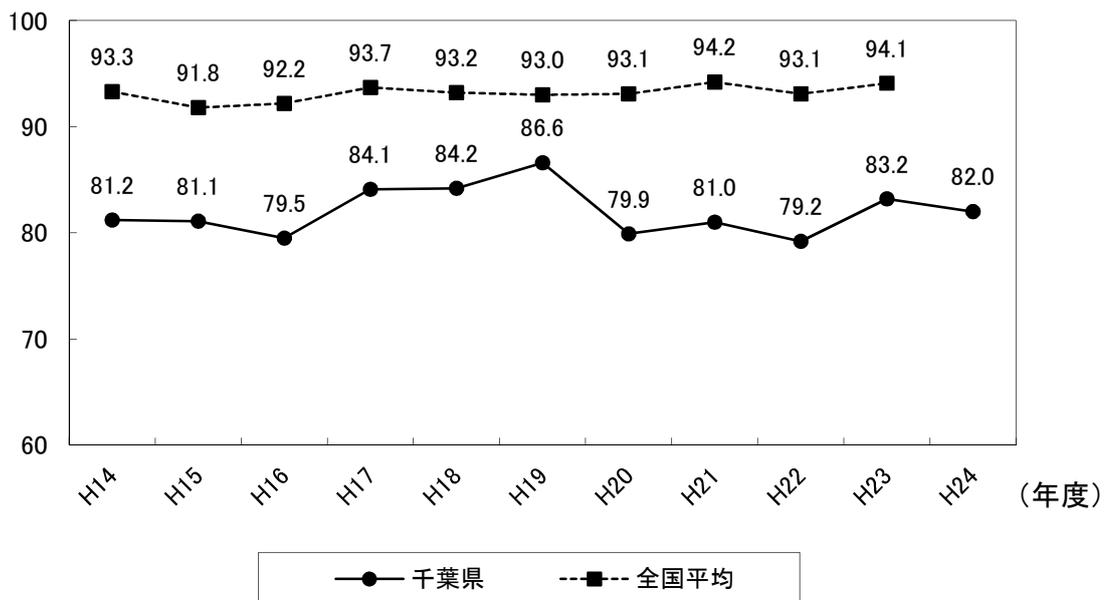


図 2 7 地下水の環境基準達成率

(単位：%)



第4章第5節 化学物質による環境リスクの低減

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
化学物質の環境基準達成率	ベンゼン★ 100%	100%	100%達成 (毎年度)
	トリクロロエチレン★ 100%	100%	
	テトラクロロエチレン★ 100%	100%	
	ジクロロメタン★ 100%	100%	
	ダイオキシン類 (一般大気環境 100%)	100%	
	(公共用水域水質 98.9%) (公共用水域底質、地下水、 土壌 100%)	97.8%	
	(18年度)	(24年度)	
有害化学物質の届出排出量	約9千トン (17年度)	約6,800 トン (23年度)	前年度より減少させ ます (毎年度)

★ ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンは一般大気環境における環境基準の達成率を示しています。

《評価》

目標の達成に向けて順調に進捗している。

ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては、測定した全ての地点で環境基準を達成しました。

ダイオキシン類については、一般大気環境、公共用水域（底質）、地下水、及び土壌について調査した全ての地点で、公共用水域（水質）は調査した90地点のうち88地点で環境基準を達成しました。

有害化学物質の届出排出量は、基準年度の17年度に比べ減少し、約6,800トンでした。

2. 主な取組と今後の対応

① 化学物質の自主的な管理の促進

PRTR（化学物質排出・移動登録）制度*により23年度に届出のあった1,320事業所について、国から提供されたデータの集計結果を県ホームページに公開しました。また、事業者のための有害大気汚染物質環境リスク評価方法ガイドブックを作成・公表し、事業者の自主的な管理の促進を図りました。今後も引き続き、事業者による化学物質の自主的な管理を促します。

*PRTR制度とは、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止する目的で、環境中に排出等される化学物質について、排出量及び移動量を把握、集計、公表する制度のこと。

② 化学物質の常時監視と調査研究の充実

県内 34 地点で毎月、ベンゼンなど 21 物質の測定を実施するとともに、化学物質関連の調査研究を行いました。

今後も引き続き、化学物質の常時監視を実施するとともに、調査研究を進めていきます。

③ 農薬等の適正使用等

「住宅地などでの農薬散布」に係る啓発用パンフレットを作成し、配布するとともに、県内各地で研修会を 5 回開催し、農業者や防除業者、指導者に対して農薬の適正使用の啓発を行いました。

引き続き、これらの取組を行っていきます。

④ ダイオキシン類対策の推進

大気に関するダイオキシン類特定施設の立入検査を 165 事業所（251 施設）に対して実施し、うち 17 施設で排ガスの分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

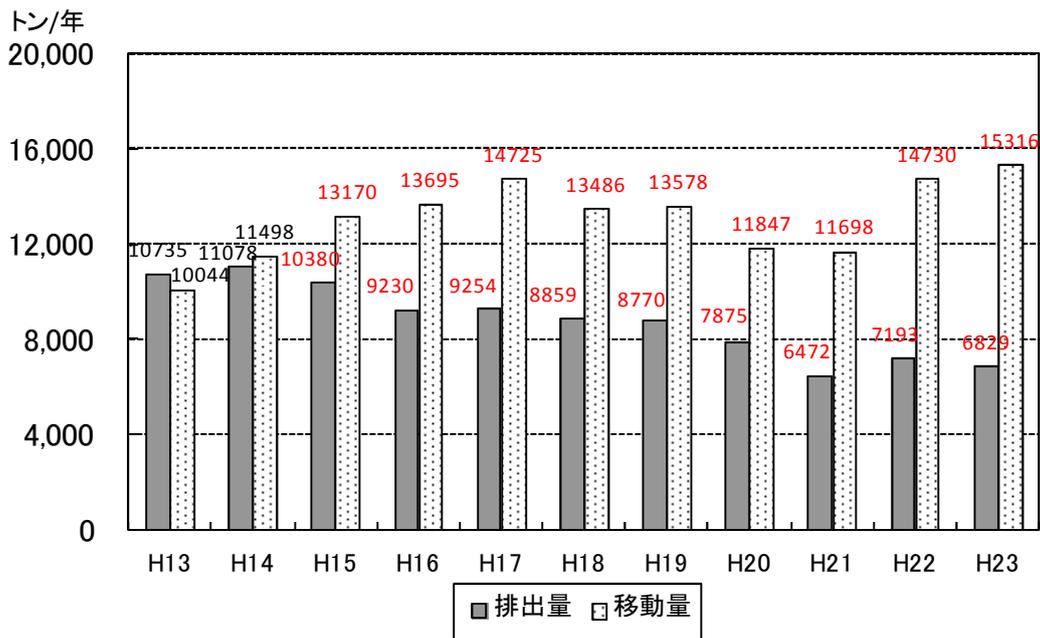
水質に関するダイオキシン類特定事業場延べ 28 事業場に立入検査を実施し、うち 23 事業場で排水分析を行った結果、基準超過はありませんでした。

今後も引き続き、ダイオキシン類特定施設・特定事業場の立入検査等を実施し、事業場の指導を行っていきます。

また、一般大気環境 70 地点、公共用水域に係る水質 90 地点及び底質 40 地点、地下水 20 地点並びに土壌 37 地点についてダイオキシン類の調査を実施した結果、水質の 2 地点で環境基準を超過していました。そこで、超過地点について再調査を実施した結果、環境基準値を下回っており、継続して環境基準を超過していないことを確認しました。（数値は政令市等実施分を含む）

今後も引き続き、環境中のダイオキシン類の調査を実施し、環境基準の達成状況の把握を行っていきます。

図 2 8 化学物質の届出排出量・移動量（PRTR データ）の推移



* 届出対象物質が、平成 21 年度の 354 物質から平成 22 年度は 462 物質に増加した。

表 7 平成 2 4 年度有害大気汚染物質濃度の測定結果

物質名	地点数	環境基準超過地点数	環境基準 (年平均値)
ベンゼン	34 (34)	0 (2)	3 μg/m ³
トリクロロエチレン	27 (27)	0 (0)	200 μg/m ³
テトラクロロエチレン	27 (27)	0 (0)	200 μg/m ³
ジクロロメタン	27 (27)	0 (0)	150 μg/m ³

() 内は平成 23 年度の値

表 8 一般大気環境のダイオキシン類年度別全地点平均値の推移

年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
全地点 平均値	0.22	0.23	0.15	0.11	0.099	0.073	0.071	0.064	0.056	0.045	0.041	0.043	0.041

* ダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視は、平成 12 年度から実施

* 一般大気環境の環境基準は、0.6 pg-TEQ/m³

第5章第1節 環境学習の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県が主催する環境学習への参加者数	16,841人 (17年度)	21,440人 (24年度)	17,000人以上 (毎年度)

《評価》

24年度は目標を達成しており、今後とも目標の達成に努める。

県が主催する環境学習への参加者数について、基準年比で24年度は、4,599人増加しました。

環境学習に関する事業は、その趣旨が浸透し、参加者数が増加していると考えられます。

2. 主な取組と今後の対応

① ちば環境学習ネットワーク会議の設置と運営

19年10月に設置した「ちば環境学習ネットワーク会議」において、環境学習の情報収集や情報共有のシステムづくり、指導者育成、プログラム・教材づくり、場づくりなどについて検討し、25年度実施計画を策定しました。

25年度は、実施計画の進行管理、26年度実施計画案を策定するとともに、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律の改正に伴う対応を検討します。

② 環境学習を推進する人材の育成とその活用

環境学習指導者としての能力を備えた人材を育成するため、環境学習指導者養成講座（導入コース、発展コース、教員コース）及び環境学習指導技能向上講座を実施し、環境学習指導者養成講座導入コースは15名、発展コースは20名、教員コースは20名が修了しました。また、環境学習指導技能向上講座は、14名が修了しました。

25年度も引き続き、環境学習指導者養成講座（導入コース、発展コース、教員コース）及び環境学習指導技能向上講座を実施し、環境学習指導者の人材を育成することとしています。

③ 環境学習に関する情報提供の推進

「エコメッセ2012 in ちば」に参画して、環境学習に関する情報提供を行いました。また、「生涯学習情報提供システム」を活用して、インターネットにより市町村や学校等に情報提供を行いました。

今後も引き続き、環境学習情報を提供するとともに、整備した環境学習情報のデータベースの拡充を図っていきます。

④ プログラム・教材の開発

啓発資料「ゴミとリサイクルエコクイズ（改訂版）」、「液状化ー流動化現象について」を作成し、配布しました。

25年度は、幼児から高齢者まで幅広い年齢層に対応した環境学習機会の提供に取り組むとともに、環境学習情報の収集や提供を行います。

⑤ 学習拠点の整備と相互連携及び場の活用

地域の自然と文化を体験する「文化財探検隊」を3回実施しました。さらに、教育の森を6か所整備しました。

25年度も引き続き、「文化財探検隊」の実施や教育の森の整備を行うとともに、環境学習の拠点に関する情報提供を進めます。

⑥ 環境学習機会の提供

環境学習アドバイザーの派遣（37回）、県民環境講座の開催（4回）、環境研究センターにおける啓発事業など、環境学習機会の提供に努めました。

25年度も引き続き、各種事業を実施することにより、県民が身近なところで楽しく環境学習に取り組める場や機会の充実を図ります。

⑦ 環境学習に関する調査研究の実施

千葉県学校版環境マネジメントシステムを活用したエコスクールづくりの拡大を図るとともに、環境教育の推進を目指すため、「第3回エコスクールちばコンテスト」を開催しました。

25年度も引き続き、コンテスト開催を通じて、地域や学校の実態に応じたエコスクールづくりを支援・推進していきます。

⑧ 県の率先取組

新規採用職員研修において、「行政と環境」講座を実施するとともに、環境行政職員研修において環境学習を実施しました。

25年度も引き続き、職員に対する環境学習の機会の充実を図ります。

表9 県が主催する環境学習への参加者数

(単位：人)

講座等名	17年度 (基準年度)	21年度	22年度	23年度	24年度
環境学習アドバイザー派遣事業	3,598	4,174	3,764	1,411	1,707
県民環境講座	255	401	456	237	236
空に親しむ啓発事業	537	300	223	175	327
水生生物による水質調査	637	548	507	414	582
手賀沼親水広場を活用した水環境学習講座	483	5,845	5,071	4,430	4,009
自然観察会	877	964	820	781	734
探鳥会	83	22	36	16	16
環境研究センターでの啓発事業	329	735	682	628	387
体験型環境講座	77	—※	—※	—※	—※
こども環境講座	126	—※	—※	—※	—※
こどもエコクラブ登録者数	3,239	2,455	3,198	2,683	1,442
エコメッセ	6,600	10,100	10,500	12,000	12,000
合計	16,841	25,544	25,257	22,775	21,440

※ 平成20年度で事業廃止

第5章第2節 環境に配慮した自主的行動と協働の推進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合 (アンケート調査による)	36.0% (18年度)	17.8% (24年度)	70%以上 (30年度)
ISO14001 またはエコアクション 21 の 認証取得事業件数	487 (18年度)	684 (24年度)	1,000 (30年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

アンケート調査では、環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合は、17.8%であるのに対し、「参加したことはないが、機会があれば参加してみたい」と回答した県民の割合は、37.4%となっています。

このように、環境問題への関心は高いにもかかわらず、これが実際の活動への参加に十分結びついていないという現状に対して、引き続き、これらの方々の参加を促進するため、環境保全活動の機会や情報の提供を積極的に行っていきます。

また、「ISO14001」又は「エコアクション 21」の認証取得事業件数は、順調に増加しており、県内事業者の環境保全に対する意識は高まっています。

2. 主な取組と今後の対応

① 環境配慮の普及と県の率先行動の推進

「環境マネジメントシステム」には国際規格の「ISO14001」のほかに、環境省が策定した「エコアクション 21」や、地方自治体、一般社団法人、特定非営利活動法人などが策定したエコステージ、KES・環境マネジメントシステム・スタンダードなどがあります。24年度は、「ISO14001」と「エコアクション 21」について、中小企業団体等による普及セミナーの開催に協力したほか、上記4つの「環境マネジメントシステム」について、ホームページを利用した広報を行いました。

25年度も引き続き、県自らの活動に伴う環境負荷低減のための取組を推進します。

② 環境保全活動の推進

環境活動見本市（「エコメッセ 2012 in ちば」：参加者約 12,000 人）や環境シンポジウム千葉会議（参加者 74 名）など各種イベントに参加するとともに、環境や環境問題の現状について理解を深めてもらうことを目的に、「県民環境講座」を4回（参加者計 236 名）開催しました。また、環境保全に顕著な功績のあった個人・団体に千葉県環境功労者知事感謝状を贈呈しました。

25年度も引き続き、啓発イベントや環境講座、表彰制度を通じ、環境保全活動に対する県民の理解と関心を深め、活動を推進します。

③ 環境に配慮した事業活動の促進

中小企業の方々が行う環境保全の取組を支援するため、県制度融資として中小企業振興資金（環境保全資金）事業を実施するとともに、融資を受けた方に利子補給を行いました。

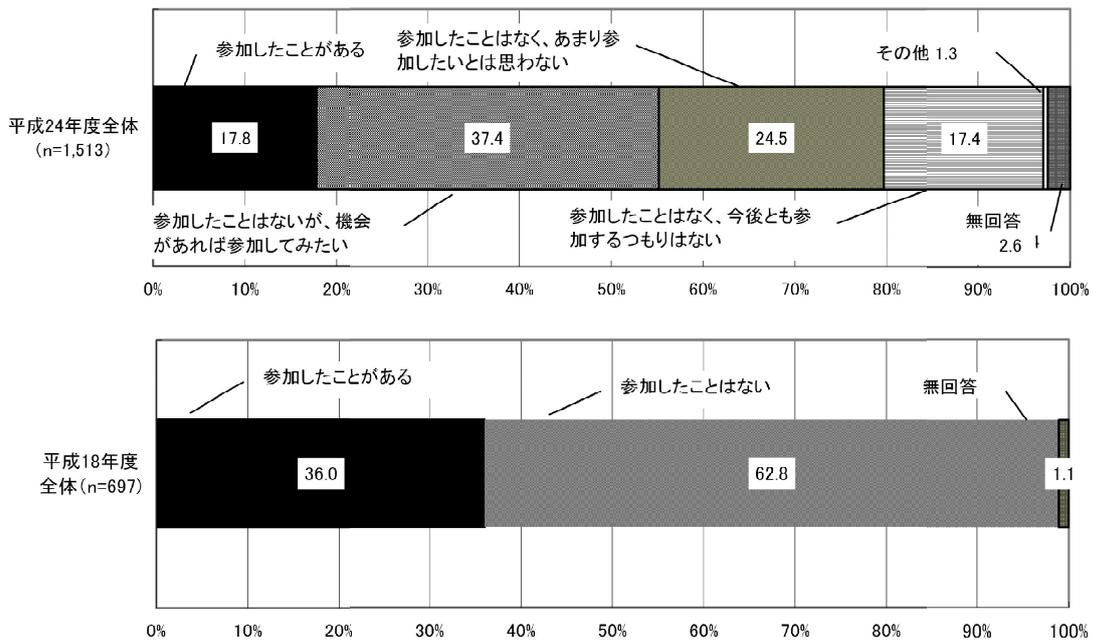
25年度も引き続き、同資金のPRを図るとともに、利子補給を実施して中小企業の環境保全の取組を支援していきます。

④ 環境情報の提供

環境基本計画の進行管理として、「千葉県環境基本計画 平成23年度年次報告書」を取りまとめ、公表するとともに、同報告書の内容を取り込んだ「千葉県環境白書（24年版）」を作成し、県内市町村、関係機関に配付しました。また、「環境生活部主要施策概要」をホームページで公表しました。

25年度も引き続き、千葉県環境白書を作成するとともに、県民アンケート等を活用しながら、県民や事業者の具体的な取組状況や課題を把握し、環境基本計画の「総合的な進捗状況の点検・評価」を実施します。

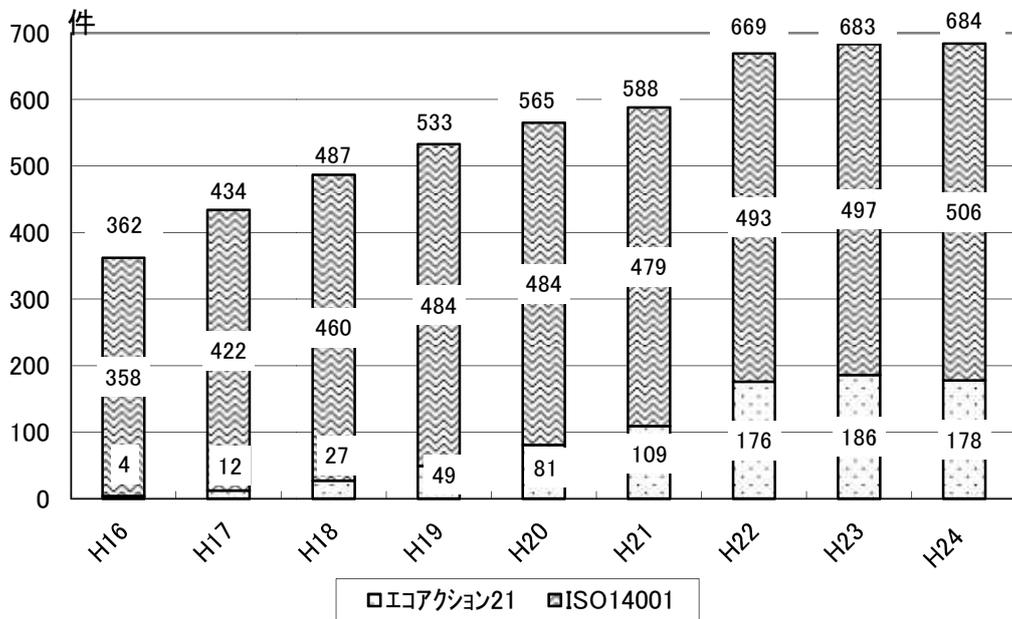
図29 環境保全活動に「参加したことがある」と回答した県民の割合



※ H18：環境基本計画策定基礎調査（標本数2,000 回収率34.9%）

H24：県政に関する世論調査（標本数3,000 回収率50.5%）

図30 ISO14001 またはエコアクション21の認証取得事業件数



第5章第3節 「ちば環境再生基金」の充実と活用

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
募金総額 (累計)	11億8百万円 (18年度末までの累計)	11億8千7百万円 (24年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)
助成事業費 (累計)	8千万円 (18年度末までの累計)	1億8千9百万円 (24年度末までの累計)	30億円 (30年度末までの累計)

《評価》

募金・啓発活動及び各種助成事業を実施しているが、目標達成に向けては、募金・啓発活動方法の更なる工夫を図る必要がある。

募金・啓発活動や各種助成事業については、これまで着実な展開を図ってきてはいますが、目標金額とは大きな隔たりがあります。今後、一般財団法人千葉県環境財団（以下「環境財団」という。）と連携して、見直しを行った事業内容等の周知に努めつつ、基金の有効活用を図っていきます。

2. 主な取組と今後の対応（県及び環境財団）

① ちば環境再生基金の設置と運営

環境財団に設置された基金を適正に運用し、基金による事業を公正かつ適切に実施するため、「ちば環境再生推進委員会」において、事業に関する審査、検討等を行いました。

なお、助成事業については、「NPO 環境活動への助成」、「市町村による自然再生事業への助成」、「なのはなエコプロジェクト」、「環境再生に係る普及啓発事業への助成」、「負の遺産対策事業への助成」の5事業で実施してきましたが、より広範囲な事業に助成できるよう見直しを行い、24年度から「県民の環境活動支援事業への助成」、「提案型環境再生事業への助成」、「負の遺産対策事業への助成」の3事業に再編して実施することとなりました。

今後も引き続き、同委員会の意見を聴きながら、基金の適正かつ有効な利用を進めます。

② 啓発・募金活動の推進

県内各地において、環境への関心を高めるための広報啓発を行いながら募金活動を実施したところ、24年度における募金額は、419件で、7,294,195円となりました。基金設置からの募金総額は25年3月31日現在5,659件で、1,186,831,310円となっています。

今後は、従来から実施している市町村イベント等での募金活動や事業所等への職場募金の依頼等を通じて着実な募金活動を進めるほか、より効果的な募金活動の検討を行っていきます。

③ 県民の環境活動への支援

環境保全団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動 9 事業に対して助成しました。

今後も、助成事業の活用により、県民の環境活動を支援していきます。

④ 提案型環境再生事業への支援

市町村及び行政と関わりの深い団体が実施する先進的な自然環境や田園環境の保全・再生等の 7 事業に対して助成しました。

今後も、助成事業の活用により、市町村等の環境再生事業を支援していきます。

⑤ 負の遺産対策の推進

市町村が実施する、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物処理法の規制以前に処分された廃棄物への対策に対し、24 年度は 1 事業に助成しました。

今後も、助成事業の活用により、負の遺産対策を推進していきます。

表 1 1 ちば環境再生基金への募金額・助成事業数の推移

(1) 募金額

区 分	件 数	金 額	区 分	件 数	金 額
13 年度	30 件	2,991,786 円	19 年度	584 件	26,737,759 円
14 年度	422 件	521,623,080 円	20 年度	573 件	11,906,692 円
15 年度	466 件	560,463,458 円	21 年度	516 件	12,491,176 円
16 年度	655 件	7,643,154 円	22 年度	441 件	11,244,525 円
17 年度	603 件	7,719,124 円	23 年度	369 件	8,336,860 円
18 年度	582 件	8,379,501 円	24 年度	419 件	7,294,195 円
			合 計	5,660 件	1,186,831,310 円

※ 14 年度大口募金者（千葉県：5 億円）

※ 15 年度大口募金者（千葉県産業廃棄物協会：4 億 5 千万円、千葉県：1 億円）

(2) 助成事業数

①再編後の助成事業

ア 県民の環境活動支援事業への助成

年 度	24 年度
助成数	9 事業
助成額	1,845 千円

イ 提案型環境再生事業への助成

年 度	24 年度
助成数	7 事業
助成額	11,464 千円

ウ 負の遺産対策事業への助成

年 度	15 年度	16 年度	17 年度	21 年度	22 年度	23 年度
助成数	2 事業	1 事業	1 事業	2 事業	2 事業	4 事業
助成額	13,180 千円	16,083 千円	10,471 千円	13,781 千円	15,349 千円	14,319 千円
年 度	24 年度					合計
助成数	1 事業					13 事業
助成額	1,721 千円					84,904 千円

② 終了した助成事業

ア NPO環境活動への助成

市民活動団体などが県内で行う自然環境の保全・再生等の活動への助成

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
助成数	12 事業	17 事業	15 事業	9 事業	15 事業	11 事業
助成額	3,504 千円	4,424 千円	2,426 千円	2,209 千円	3,139 千円	1,656 千円
年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度		合 計
助成数	10 事業	10 事業	7 事業	4 事業		110 事業
助成額	1,976 千円	3,030 千円	1,900 千円	1,189 千円		25,453 千円

イ 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業への助成

年 度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度
助成数	2 事業	3 事業	4 事業	4 事業	3 事業	3 事業
助成額	9,186 千円	5,177 千円	6,024 千円	8,074 千円	2,566 千円	2,760 千円
年 度	22 年度	23 年度				合計
助成数	5 事業	4 事業				28 事業
助成額	10,572 千円	5,761 千円				50,120 千円

ウ なのはなエコプロジェクト

菜の花やヒマワリから収穫される食用油を活用した資源循環体験活動への助成

年 度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度
参加者数	21 団体	7 団体	9 団体	10 団体	9 団体	11 団体
栽培面積	1,118 アール	269 アール	204 アール	237 アール	344 アール	116 アール
助成数	5 団体	4 団体	6 団体	8 団体	8 団体	11 団体
助成額	215 千円	231 千円	421 千円	541 千円	580 千円	623 千円
年 度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度		合計
参加者数	12 団体	27 団体	15 団体	10 団体		131 団体
栽培面積	263 アール	383 アール	400 アール	274 アール		3,608 アール
助成数	10 団体	17 団体	8 団体	5 団体		82 団体
助成額	794 千円	1,308 千円	516 千円	271 千円		5,500 千円

※15 年度から、菜の花のほかヒマワリによる活動を実施している。

エ 環境再生に係る普及啓発事業への助成

県・市町村等が、全県的又は複数の市町村区域にまたがり広域的に実施する「資源循環型社会づくり」又は「自然環境の保全と再生」のための普及啓発等事業に対して助成

年 度	21 年度	22 年度	23 年度	合計
助成数	2 事業	2 事業	2 事業	6 事業
助成額	3,448 千円	2,835 千円	3,286 千円	9,569 千円

第5章第4節 県域を越えた連携と国際環境協力の促進

1. 計画の進捗を表す指標の状況と評価

項目名	基準年度	現況	目標
県と県外の自治体等が連携した環境の保全・再生の取組	近隣都県と連携したディーゼル自動車の運行規制や地球温暖化防止の共同キャンペーン等を実施 (18年度)	九都県市で連携し、再生可能エネルギーの導入促進、運行規制の合同検査などの自動車対策を実施 (24年度)	連携した取組を拡大します (毎年度)
県が受け入れた環境分野での海外からの研修生数	8.6回 89人 (平成14～18年度の間の年平均値)	5回 31人 (24年度)	増加させます (毎年度)

《評価》

目標に向けて順調に進捗していない項目があり、目標の達成には今後の更なる施策の推進が必要である。

今日の環境問題に対処するためには、県域を越えた連携による広域的な施策の展開が必要であることから、九都県市では、太陽熱利用等の再生可能エネルギーの導入を促進する啓発を行いました。さらに、東日本大震災の影響による電力供給不足に対応するため、例年実施している地球温暖化防止キャンペーンにおける夏・冬のライフスタイルの実践キャンペーンに加え、節電の広報を共同で実施しました。

また、合同でディーゼル車対策に係る一斉検査や、エコドライブの普及啓発を実施しました。

海外からの研修生の受入数については、基準年度より減少しているため、今後、本県の環境分野での国際貢献を積極的にPRしていくことで、相手国からの研修要望を増加させていきます。

2. 主な取組と今後の対応

① 県域を越えたネットワークによる取組の推進

九都県市では、温暖化防止対策に係る共同・連携した取組として、再生可能エネルギー導入促進方策の検討を実施しました。また、ディーゼル車対策やエコドライブの普及、東京湾水質一斉調査、緑のカーテン普及キャンペーン、3R普及促進事業、容器包装発生抑制の推進、産業廃棄物路上一斉調査など、様々な取組を実施しました。

25年度も引き続き、九都県市で共同・連携した温暖化防止対策の検討を進めるとともに、各種キャンペーンを継続する等、広域的な連携を強化していきます。

② 国際的な取組の推進

アフリカやアジア諸国から 31 人の研修生を受け入れ、施設見学や講義等を通じ、本県の水質汚濁防止対策等を紹介しました。

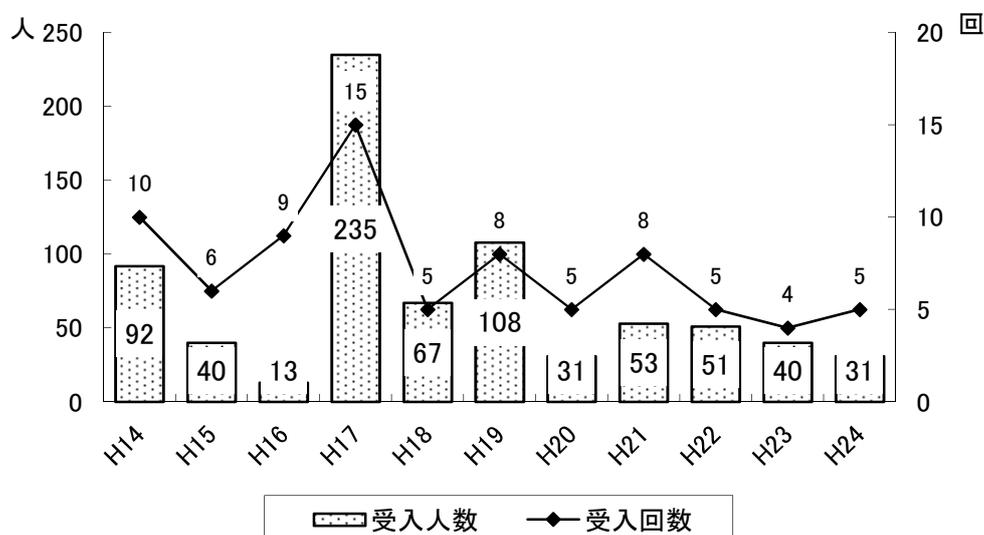
また、(財)自治体国際化協会 (CLAIR) の自治体国際協力促進事業のモデル事業として、水環境分野において、ラオス・ビエンチャン都へ県職員を派遣するとともに、ビエンチャン都職員を研修生として受け入れました。

25 年度も引き続き、JICA 等と連携し、本県が有する環境技術の積極的活用に努めるとともに、九都県市共同で中南米スペイン語圏の研修生を受け入れ、環境分野の基礎的研修を実施し、国際協力・途上国支援を推進します。

表 1 2 九都県市による主な取組

項 目	概 要
環境分野における国際協力	JICA が企画する「青年研修事業」と連携し、途上国からの研修生の受入れを実施。
節電及び地球温暖化防止キャンペーン	首都圏における電力供給不足を踏まえつつ、各都県市が節電に率先して取り組むとともに、公共交通機関、公共施設、鉄道車両へのポスター掲出や、普及啓発イベントの開催、広報やホームページを活用した情報提供を実施。
再生可能エネルギーの導入促進	太陽エネルギーを中心に再生可能エネルギーの導入促進に向けたセミナーを開催したほか、太陽熱利用の認識を深めるためのポスターの作成、掲示を実施。
ディーゼル車対策	一都三県の条例によるディーゼル車規制を連携協力しながら取り組むとともに、啓発活動や路上・拠点検査等を実施。
エコドライブの普及	関係機関と連携してエコドライブ実技講習会を開催するとともに、リーフレット等を活用した普及啓発活動を実施。
低公害車の普及	九都県市による低公害車指定制度により、低公害車の指定を行い、ホームページでの情報提供等の普及啓発を実施。
東京湾水質一斉調査	133 機関・団体が参加し、海域、河川など計 776 地点で、溶存酸素量、COD、水温、塩分、流量を調査。
3R 普及促進事業	マイボトルの利用促進、使い捨てアメニティグッズ削減促進を実施。
容器包装発生抑制の推進	「容器包装ダイエット宣言」の認知度の向上と参加事業者の拡大を図るため、国内最大の環境展である「エコプロダクツ 2012」に出展。
使用済小型電子機器等の回収リサイクル調査・啓発事業	家電量販店と連携したモデル事業を実施
産業廃棄物路上一斉調査	産廃スクラム 30 と共同した一斉路上調査の実施。

図 3 1 海外からの研修生の受入回数・人数の推移



第6章第2節 環境影響評価制度等の充実

1. 主な取組と今後の対応

① 環境影響評価制度の的確な運用

24年度に環境影響評価の対象となった案件は、条例対象事業の廃棄物焼却等施設1件（方法書1件）で、学識経験者で構成される「千葉県環境影響評価委員会」の答申を基に知事意見を述べました。

また、事業者は環境影響評価書に記載した監視計画に基づき事後調査を実施し、その結果を報告することとなっており、24年度は13件の事後調査の指導を実施しました。

さらに、環境影響評価法等の改正（25年度施行のもの）に伴う千葉県環境影響評価条例等の改正を行いました。

25年度は引き続き、適正に環境影響評価が実施されるよう事業者を指導していきます。

② 計画段階環境影響評価制度の運用

20年4月から県事業を対象に計画段階環境影響評価制度を導入しています（実施事例はありません）。

なお、環境影響評価法等の改正により、法対象事業について、計画段階環境配慮書に関する手続が新設され、25年4月から施行されることとなりました。

今後は、手続の対象となる事業について、より柔軟で効果的な環境配慮を促します。

第6章第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

1. 主な取組と今後の対応

① 環境情報の提供

ホームページで公開している大気環境情報、公共用水域の水質情報など県内の環境データ等、環境情報を随時更新し、最新の情報を公開しました。

また、環境基本計画の23年度年次報告や環境白書(24年版)を刊行し、関係機関に配付するとともに、ホームページにも掲載しました。特に、大気環境常時監視については、PM2.5の測定結果、注意喚起に関する情報提供を行いました。

環境研究センターでは、23年度に実施した調査研究の成果を年報として取りまとめ、県内市町村、図書館等に送付したほか、ホームページでも公表しました。

生物多様性センターでは、生物多様性地理情報システムの活用として、県のホームページ(ちば情報マップ)において、主な特定外来種12種(アライグマ、カミツキガメ、ナガエツルノゲイトウなど)の分布図を公開しています。

25年度も引き続き、環境情報を積極的に公開するとともに、情報の効果的な公表方法を検討していきます。

② 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

環境研究センターでは、20年～24年度を期間とする研究計画に基づき、各研究室が協力して取り組む地球温暖化防止プロジェクトを実施しました。また、震災を受けて、液状化に関する調査の進捗を図るとともに、24年度からは環境放射能に関する調査をプロジェクト体制で開始し、これらの調査を含めた第3期研究計画(25年～29年度)を策定しました。さらに、国立環境研究所や大学などの外部機関と「地層の液状化―流動化の可能性に関する研究」などの13課題について共同研究を実施しました。

今後も、研究計画に基づき調査研究を実施するとともに、微小粒子状物質や化学物質、ヒートアイランド現象など新たな課題についても、積極的に取り組んでいきます。また、生物多様性センターでは、千葉県生物多様性に関する情報の一括管理・提供、調査研究・技術開発、教育普及・現場指導を通じ、生物多様性の保全・再生を推進していきます。

③ 研究機関や博物館等のちからを活用した情報の提供等

環境研究センターでは、県民等への分かりやすい情報提供の一つとして、センターニュースを年間4回発行するとともに、「ゴミとリサイクルエコイズ(改訂版)」、「液状化―流動化現象について」を作成しました。また、公開講座を10回(387名が参加)、企画展を4回(内民間団体と共催が3回)開催しました。さらに、市民活動団体や事業者などが開催する研修会・講習会等へ講師を派遣した回数は179を数えました。

中央博物館では、環境情報を盛り込んだメールマガジンを年間24回、定期刊行物を年間6回発行しました。また、環境に関する展示会を7回、観察会やイベントを103回、環境に関連する公開講座やシンポジウムを67回開催しました。

生物多様性センターでは、普及啓発用冊子(生物多様性ハンドブック1及び2)

を発行しました。また、ニュースレターを年間5回発行し、関係機関に配付するとともに、県のホームページにも掲載しました。

25年度も引き続き、定期刊行物の発行や公開講座等を通じ、調査研究の成果を含め、保有する環境問題に関する情報を広く、分かりやすく提供します。

千葉県環境基本計画 平成 24 年度年次報告

[編集・発行] 千葉県環境生活部環境政策課

〒260-8667 千葉市中央区市場町 1 - 1

電話 043-223-4649

F A X 043-222-8044

Email e-seisaku@mz.pref.chiba.lg.jp